

平成 28 年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 桜谷福祉会

平成28年度

事業計画書

社会福祉法人 桜谷福祉会

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

本年度は、当法人基本理念に基づき、第3期経営3か年計画（1年目）を推進するため、次の目標を掲げて事業を実施する。

《目標》

- ① 法人・各事業所組織の活性化・経営基盤の強化
- ② 第3期経営3か年計画（1年目）の推進
- ③ 地域貢献に向けた事業実践
- ④ 児童福祉施設の経営・運営改善
- ⑤ 人材確保・養成等福祉マンパワー対策の強化
- ⑥ 新規施設整備事業の積極的展開

1 会議

- ① 理事会（3回）

当法人運営の最高議決機関として、事業報告・決算の承認、事業計画・予算等の決定のため、以下の会議を行う。

会議名	内容	時期
第167回理事会	① 事業報告・決算の審議 ② 決算監査報告	平成28年5月

	(3) 法人組織等の検討・その他	
第 168 回理事会	(1) 事業計画の変更・第 1 次補正予算の審議 (2) 定期監査報告 (3) 法人組織等の検討・その他	平成 28 年 11 月
第 169 回理事会	(1) 第 2 次補正予算、事業計画・予算の審議 (2) 諸規程等に関する検討 (3) 法人組織等の検討・その他	平成 29 年 3 月

② 評議員会（3回）

当法人の諮問機関として、事業報告・決算・事業計画・予算等の重要項目について意見を聞くため、以下の会議を行う。

会議名	内 容	時 期
第 72 回評議員会	(1) 事業報告・決算の協議 (2) 決算監査報告 (3) 法人組織等の検討・その他	平成 28 年 5 月
第 73 回評議員会	(1) 事業計画の変更・第 1 次補正予算の協議 (2) 定期監査報告 (3) 法人組織等の検討・その他	平成 28 年 11 月
第 75 回評議員会	(1) 第 2 次補正予算、事業計画・予算の協議 (2) 諸規程等に関する検討 (3) 法人組織等の検討・その他	平成 29 年 3 月

③ 監事会（2回）

当法人及び各事業所の適正な業務執行・会計処理等について監査するため開催する。

会議名	内 容	時 期
監事会	(1) 理事会・評議員会・各事業所の業務執行状況及び決算等の監査	平成 28 年 5 月
		平成 28 年 11 月

④ 経営会議

当法人が経営する介護保険事業所個々の事業体の特性に合わせた事業展開、職員待遇の改善など、介護保険制度及び介護報酬基準を熟知した経営戦略を立てるため開催する。

会議名	内 容	時 期
第 1 回経営会議	(1) 予算執行状況 (2) 課題への対応状況、その他	平成 28 年 6 月
第 2 回経営会議	(1) 予算執行状況	平成 28 年 9 月

	② 課題への対応状況、その他	
第3回経営会議	① 予算執行状況 ② 課題への対応状況、その他	平成28年12月
第4回経営会議	① 予算執行状況 ② 課題への対応状況 ③ 次年度への課題と対応策	平成29年3月
メンバー： 花房専務理事、津村顧問、木本事務長、立坂・鳴瀧施設長、花房特養・副施設長 絹田事務次長、小林管理者、今井主任生活相談員、阿部生活相談員		

⑤ 施設長会

当法人の事業規模が拡大していく中、基本理念の浸透、事業計画の進捗、各事業所間の連携、各委員会の運営状況、各事業所運営上の課題・問題点等について検証・検討するため開催する。

会議名	内 容	時 期
第1回施設長会	① 基本理念の周知徹底方法 ② 事業計画の進め方 ③ 各委員会の進め方 ④ 各事業所運営上の課題・問題点、その他	平成28年4月
第2回施設長会	① 事業計画の進捗状況 ② 各委員会の運営状況 ③ 各事業所運営上の課題・問題点と対応策状況	平成28年7月
第3回施設長会	① 事業計画の進捗状況 ② 各委員会の運営状況 ③ 各事業所運営上の課題・問題点と対応策状況	平成28年10月
第4回施設長会	① 基本理念の周知結果 ② 各委員会の運営結果 ③ 事業計画の状況報告 ④ 次年度への課題と対応策	平成29年1月
メンバー： 花房専務理事、津村顧問、木本事務長、花房特養・副施設長、絹田事務次長 絹田・立坂・鳴瀧・竹村・塚本・兼本・中河・岩野・伊勢施設長、小林管理者		

⑥ コンプライアンス委員会

法令遵守の業務管理体制を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、不正行為の未然防止、利用者保護、介護保険事業所運営の適正化等について検証・検討するため開催する。

会議名	内容	時期
第1回コンプライアンス委員会	① 本年度の活動計画 ② その他	平成28年4月
第2回コンプライアンス委員会	① 日常点検実施後の検証 ② その他	平成28年7月
第3回コンプライアンス委員会	① 日常点検実施後の検証 ② その他	平成28年10月
第4回コンプライアンス委員会	① 日常点検実施後の検証 ② その他	平成29年1月
第5回コンプライアンス委員会	① 日常点検実施後の検証 ② 次年度への課題、その他	平成29年3月
メンバー	津村顧問、立坂・鳴瀧施設長、小林管理者、◎花房特養・副施設長、奥本介護課長川上施設ケアマネ、今井主任生活相談員、澤田・中谷主任介護員 ○阿部生活相談員、名田主任介護員、本田副主任介護員 ◎は委員長、○は副委員長	

2 第3期経営3か年計画の推進

当法人は、「法人のあるべき姿」、「向るべき方向に着実に進んでいく」ための具体的目標とプロセスを示すものとして、3年間（平成28年度～平成30年度）の期間を対象に、法人の基本理念のもと、『①地域貢献への積極的展開、②利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す、③経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す』の3つを重点目標に掲げ、第3期経営3か年計画を策定したので、各事業所において積極的に推進する。

また、経営計画検証委員会を設置し、その進捗状況についての検証を行う。

メンバー（19名）：（本部）木本事務長、絹田事務次長

（特養）◎立坂施設長、花房副施設長、奥本介護課長、今井主任生活相談員

（デイ）○鳴瀧施設長、阿部生活相談員、本田副主任介護員

（保育）絹田・兼本施設長

高見・千松・山田・高橋主任保育士、服部・原岡副主任保育士

（児養）山崎養護課長、笛谷主任児童指導員

◎は委員長、○は副委員長

3 地域貢献に向けた事業実践

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な役割を果たすだけでなく、低所得者への配慮や採算がとれない新しいニーズに対応し、地域福祉のさらなる実践を進め、地域住民の目に見える形でアピールし、社会福祉法人の存在意義に対する広い理解を得ていくことが強く求められている。

これらのこと踏まえ、市場化されにくい不採算・非効率の支援ニーズに対しても、当法人の基本理念に基づいて、地域貢献に向けた活動を実践していく。

1) 施設機能・設備の地域開放

- ① 介護者教室
- ② 福祉教育の場の提供と世代間交流事業
- ③ 模擬店等機材の無料貸出し事業

2) 低所得者への配慮

- ① 法人減免

3) 災害時の要援護者の支援

- ① 災害時等の要援護者の緊急受入れ
- ② 介護・看護職員等の被災地への派遣
- ③ 福祉避難所として機能開放

4) 地域での支援ネットワークの構築

5) ボランティアの養成

- ① 地域密着型ボランティアの養成事業

4 児童福祉施設の経営・運営改善

子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、児童福祉施設に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、子どもの養育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮し、処遇の内容の質を高めなければならない。

これらのこと踏まえ、本年度は昨年度に引き続き、各児童福祉施設の現状の把握と課題・問題点の整理を行い、経営の正常化に向けての改善策等について、児童福祉施設運営会議（毎月）において検討する。

なお、子ども・子育て支援新制度の導入に向けた検討及び良質な福祉・保育サービスの提供に向けて、従事職員の研修の強化、メニューの開発等に努める。また、保育教諭の育成をめざし、幼稚園教諭免許取得者の増加を重視し、幼稚園教諭免許の取得の奨励に努める。

5 人材確保・養成等福祉マンパワー対策の強化

施設利用者の福祉・介護・保育ニーズは多様化している。これらのニーズに対応し、サービスの質の向上を図っていくためには、いうまでもなく、その担い手となる人材の質の

確保・向上が必要不可欠である。

EPAに基づく外国人介護福祉士候補者受入れを活用したベトナム人介護福祉士候補者の受入を平成26年度に引き続き行いたい。また、福祉専門職に求められる役割も拡大している。

これらのことと踏まえ、福祉マンパワーの確保・養成を推進するため、より一層の経営努力と組織の活性化・人材養成のため、下記のことを積極的に実践する。

- 1) 人事考課制度の定着
- 2) 指導者養成研修の充実強化
- 3) 研修体制の強化（OJT、Off-JT）
- 4) 経済連携協定（EPA）に基づく外国人（ベトナム）介護福祉士候補者の受入れ
- 5) 労働環境の整備（職場内の円滑なコミュニケーション）

6 新規施設整備事業の積極的展開

兵庫県内における入所待機者（高齢者・児童）の多い地域の介護・保育ニーズに応えるため、神戸市（西区・灘区・東灘区）、伊丹市（JR・阪急伊丹駅付近）を中心に施設整備事業（特養・保育園）を積極的に進める。

なお、多様化する介護・保育ニーズに応えるため、「地域包括支援事業」、「延長保育」、「一時預かり事業」、「地域子育て支援」、「休日保育」等を更に積極的に取り組まなければならない。また、「病後児保育」、「障がい児保育」については、行政と調整のうえ、積極的に事業化を検討していく。

平成28年度

事業計画書

特別養護老人ホーム 桜谷荘

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者的人権を擁護する
- ② 利用者の自己選択を尊重する
- ③ 生活障害を抱えた高齢者に対し、医療ケア、リハビリを提供し自立支援を行う
- ④ 地域の福祉資源として、住民の生活の安定を支える役割を果たす
- ⑤ 地域における介護ニーズの積極的な把握に努め、サービスの充実を図る

《重点項目》

- ① 第3期経営3か年計画（1年目）の推進
- ② 福祉サービス第三者評価受審
- ③ 身体拘束・高齢者虐待防止に向けた取り組みの強化
- ④ 介護事故に対する安全管理体制の強化
- ⑤ 口腔ケアの充実
- ⑥ 人材養成の積極的展開
- ⑦ 外国人（ベトナム）介護福祉士候補者への学習支援
- ⑧ 地域サポート型特養としての活動内容の充実
- ⑨ 個別ケアの確立
- ⑩ 認知症専門ケアの確立
- ⑪ ターミナルケアの充実
- ⑫ 感染症予防対策の強化
- ⑬ 部署内及び各職種との連携強化

1 第3期経営3か年計画（1年目）の推進

1) 地域貢献への積極的展開

2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す

3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（1年目）を積極的に推進する。

2 福祉サービス第三者評価受審

施設サービスの質を公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。

1) 利用者・家族の満足度を量るためのアンケート調査の実施

通年で実施している施設独自の利用者・家族を対象に実施しているサービス満足度調査に代わり、第三者評価機関による施設サービスに係るアンケート調査を実施し、潜在化している声や意向を把握し、施設サービスに反映させることでサービスの質を向上させる。

次年度は、施設独自のサービス満足度調査を実施することで、継続して利用者・家族の意向を聞き取り、サービスに反映させていく。

2) サービス自己評価の実施

自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、サービスの向上に向けた具体的な目標を設定し、取り組むことで、職員の自覚と改善意欲・諸課題の共有化を図り、サービスの質の向上につなげる。

3) 評価結果の公表

利用者が他事業所とのサービス内容を比較し、選択できるツールとして評価結果をインターネット（WAMNET）で公表し、利用者・家族から選ばれる施設を目指す。

3 身体拘束・高齢者虐待の防止に対する啓発と専門的ケアの展開

施設内での身体拘束・高齢者虐待に係る諸問題について、研究討議し、その内容を介護現場に浸透させ、職員の身体拘束・高齢者虐待に対する意識付けを高めて、それらの防止を目指す。

また、利用者のその人らしい生活を保障する。

1) 専門的ケアの展開

身体拘束対策委員会において、身体拘束・高齢者虐待に対する意識付けの調査・研修を実施するとともに、身体拘束・高齢者虐待になりえる様々なテーマについて、ケアスタッフ会を通じて討議・実践し、実施状況を改善していく。

2) 利用者・家族の理解と協力

利用者・家族とともに身体拘束についての捉え方を考え、利用者・家族の理解・協力のもと、身体拘束を行わず専門的ケアを提供することにより、利用者の人権の擁護

と安全、且つ、安心した生活の確保を行う。

4 介護事故に対する安全管理体制の強化

利用者に対する安全性・安心性を確保するために、介護事故防止委員会において、介護事故防止及び再発防止のための対策を検討する。

【力点】

- ① IACレポート・事故報告書について、情報を具体的に収集、分析・評価、原因の究明を行い、再発防止の改善策を検討する。
- ② 介護事故に関する事故発生防止のための職員アンケートの結果から、課題に対する対応策の実施状況を検証し、また、解決されていない課題に対する対応策の検討及び実践状況の検証を行う。

5 口腔ケアの充実

誤嚥性肺炎の予防をはじめ経口維持やQOL（生活の質）の向上に向けて安全で効果的な口腔ケアを実施するために、歯科の専門家である歯科医師や歯科衛生士による適切な口腔ケア・マネジメントを導入し、口腔ケアの充実を図る。

【力点】

- ① 歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受け、その助言及び指導に基づき利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画を作成し、計画に基づく口腔ケアを実施する。
- ② 歯科医師から施設職員では困難な口腔ケアが必要であると診断された利用者対象に、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による専門的口腔ケアを月4回以上実施する。

6 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底とサービスへの反映

本年度は、基本理念の「人権を擁護する」、「発達支援・自立支援に向けたサービスの確立」を重点に、ケアスタッフ会・調理研究会等で実際にしている業務が、基本理念を達成させるためには、何をすべきかをスタッフ全員が考えることで基本理念の理解を深め、また、その業務の達成度を検証し、課題点に対する改善策を実施することで、基本理念に基づくサービス提供の強化を図る。

2) 施設内研修

研修委員会にて企画した年間研修カリキュラムに沿って、介護知識・技術の習得に向けて反復研修を実施し、職員は常に習得した知識・技術と問題意識を持って現場で実践することにより、統一されたサービスの提供に努める。

3) 施設外研修

キャリアパスに基づき、職員個々に習熟が必要とされる内容の研修会への計画・参加、各種団体が主催する研修会へ積極的に参加することで、職員個々のスキルアップを図る。

また、外部研修で得た知識・技術を施設サービスに反映させることで、サービスの向上につなげる。

4) 人事考課制度の効果的運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して、自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。

【力点】

- ① 目標を明確化し、目標達成に向けての具体的な手段・方法を設定する。
- ② 目標達成へのプロセスに生じる問題・課題を解決するよう育成面接の充実を図る。

5) 資格取得に向けての支援

昨年に引き続き、施設内で資格取得に向けた講習を開催する。

7 外国人（ベトナム）介護福祉士候補者への学習支援

EPA 介護福祉士候補者の日本語能力の向上、介護福祉士国家資格取得に向けての介護の知識・技術の習得、国家試験の基礎知識の獲得を目標とした学習支援に取り組む。

【力点】

- ① 基礎漢字、カタカナ語、文法の復習に加え、介護福祉士国家試験に出題された事例問題を使用して読解力を養いながら介護の専門語や知識の習得を図る。
- ② 学習教材、学習支援事業（集合研修、通信添削指導）等の活用により、介護福祉士国家試験の内容（3領域と領域ごとの科目の内容）を把握し、理解できるように支援する。
- ③ EPA 介護福祉士候補者の受け入れを行っている近隣他施設との交流の場を設け、EPA 介護福祉士候補者のメンタルケアにも配慮する他、研修担当者間の情報交換から得られる他施設の成功事例を参考にすることで研修内容の充実を図る。

8 地域サポート型特養としての活動内容の充実

高齢者の在宅生活の更なる延長を図るために、地域住民を対象に見守り等を行う「地域サポート型特養」としての活動内容を充実させる。

【力点】

- ① サービス利用料金を無料にすることで、より多くの地域の高齢者の見守り支援が行えるように取り組む。
- ② 在宅介護支援センターやすらぎ及び地区の民生児童委員との連携、チラシや機関誌等を活用して地域サポート型特養の取り組みをPRすることで利用者確保に取り

組む。

- ③ 認知症の人やホームヘルプ等の介護サービスのない時間帯の生活に不安を持つ高齢者等の見守り訪問、24時間対応可能な相談業務を行う。
- ④ 見守り訪問の実施内容を利用者の心身の状態・利用者を取り巻く環境等の視点から検証し必要なケースについては地域包括支援センター等へ情報提供し介護保険サービスに結び付ける等、在宅生活ができる限り継続できるように支援することで専門性を高めていく。
- ④ 地域住民を対象にした在宅支援事業として、介護技術講習会等を実施する。

9 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用者・家族からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受付け窓口、担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行うとともに、特養幹部会が中心となって、サービスの改善と全職員への周知徹底を図る。

- 1) 苦情に対する対応は、苦情発生の状況、経過を確認し、関係者への連絡マニュアルに沿った初期対応を確実に行う。
- 2) サービス検討委員会の委員である民生児童委員、家族委員が利用者本人及びその家族との意見交換で吸い上げられた要望等を施設サービスに反映させることで、苦情予防に努める。

10 施設内の安全環境の確保

労働安全衛生委員会において、施設内の安全環境整備を行う。

【力点】

- ① 職員の腰痛予防体操の継続実施を促す。
- ② 安全衛生に関する研修会を実施し、職員の意識付けを図る。
- ③ 安全衛生パトロールを実施（2か月毎）し、利用者が過ごしやすく、且つ、職員が働きやすい快適な職場環境に改善する。

11 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

利用者の生命の安全ということを視野に入れ、処遇に万全を期すとともに安全確保のためには施設の防火・防災対策はもとより、職員一人ひとりの防火意識の高揚と火災を想定した消防・避難救出訓練の実践強化を図り、危機管理と避難救援体制を確立する。

また、風水害、地震等各種防災マニュアルを施設職員へ周知徹底を図っていく。

年間訓練（研修）計画	実施月
消防・避難訓練（新人職員対象） ・ 避難誘導訓練 ・ 消火器具取扱訓練	4月

消防・避難訓練（夜勤帯想定） ・ 消防機関への非常通報訓練 ・ 避難誘導訓練 ・ 消火器具取扱訓練	5月 1月
防火・防災マニュアル研修	6月
非常召集訓練 ・ 消防機関への非常通報訓練 ・ 非常召集連絡網による召集訓練 ・ 消火訓練（消火器使用） ・ 避難誘導訓練	7月
地区との合同消防避難訓練 ・ 消防機関への非常通報訓練 ・ 消火訓練（消火器、散水栓使用） ・ 避難誘導訓練 ・ 消火器具取扱訓練	11月
消防・避難訓練（日勤帯想定） ・ 消防機関への非常通報訓練 ・ 避難誘導訓練 ・ 消火器具取扱訓練	9月 3月

12 行事予定

以下の地区行事、施設行事を予定する。

本年度は、特にこれらの行事については行事委員会において検討し、利用者が主体的に参加できるよう生活における楽しみづくり、生き甲斐づくりを支援する。

また、地区の行事に対しても積極的に参加していく。

① 地区行事

行 事 名	実施月
塩屋西北子供の夕べ 地区盆踊り	8月
地区敬老会	9月

② 施設行事

月	行 事 名	月	行 事 名
4月	花祭り 花 見	10月	五施設合同運動会 ホーム内運動会
5月	開荘記念 一泊旅行	11月	ふれあいの日（家族会） 地区との合同避難訓練
6月	善意の日 五施設合同演芸交流会 輪越し	12月	クリスマス会 忘年会 餅つき
7月	七夕まつり	1月	新年会 とんど

8月	盆踊り 盆供養	2月	節分
9月	お月見 彼岸法要 ホーム内敬老会	3月	彼岸法要 ひなまつり（家族会）

※ 誕生会は誕生者該当日に隨時実施する。また、お楽しみ外出を隨時実施する。

生 活 相 談 員

1 家族との連絡調整

利用者・家族の相談窓口として、利用者の生活支援につなげていくためにも、朝礼・申送りの各部署からの情報をもとに、利用者の生活状況、要望を確認し、適時家族へ電話連絡等による報告を行い、家族の意向の確認、理解・協力を得ることで、家族と連携していく。

また、個別の利用者・家族との関わり状況をまとめたシートの活用を継続し、より良い関係作りの支援となるようにアプローチのあり方を検討し、実践していく。

2 ターミナルケアの充実

ターミナル期の意向を入所時に確認するだけでなく、医師から終末期にあるとの判断があった際には、利用者・家族の意向を聞き取り確認し、人として尊厳を保って最期を迎えるよう、各部署が協働してどのような援助を行うかを協議する場を設け、援助内容を利用者・家族へ説明し、理解協力のもとに実践する。また、実践後の振り返りを行う。

3 生活相談員の資質向上と専門性の確立

生活相談員業務マニュアルを基に、生活相談員としての役割を理解したうえで、一つ一つの業務を確実に遂行し、専門性を確立させていく。

また、利用者を取り巻く様々な制度の変革に合わせ、常に最新の情報を入手し、迅速かつ的確に対応する。

4 各職種・外部機関との連携強化

日常のミーティングやカンファレンスを活用して、情報の発信・収集を行い、施設内外の情報を共有するとともに、外部機関とのパイプ役として連絡調整を行う。

また、最新の情報の確認と円滑にサービスを提供するために、日常業務の中で、報告・連絡・相談を確実に行う。その為、朝礼後・申送り後に、相談員によるミーティングを実施することで、介護現場の状況確認及び情報の共有化に努め、利用者の生活の質を高めるサービスの提供が行えるよう、各部署間の調整を行う。

介護支援専門員

1 アセスメントの充実

- 1) システム内のアセスメントソフトを継続活用し、内容の充実を図る。
- 2) 入所時・介護保険更新時・プラン見直し時のアセスメントを行い、利用者の様子・留意事項等の情報を積み重ねていく。

2 ケアプランの周知徹底と位置づけ

- 1) カンファレンス後の立案プランを速やかに作成する。
- 2) ケアプランを各部署に配布し、ケアプランに添った生活支援に対する共通した意識付けをしていく。

3 カンファレンスの充実

- 1) 毎週木曜日のカンファレンス開催スケジュールを作成し、資料の事前配布を徹底し、効果的なカンファレンスしていく。
- 2) カンファレスの開催後、速やかに要点をまとめて各部署に配布し、情報の共有化を図る。

4 モニタリングの実践

- 1) ケアプランに添った支援の実施状況を検証するために、ケアプランモニタリングシートを作成し活用する。
- 2) 評価の後、プランの続行・変更を検討すべくカンファレンスに提示していく。

5 ターミナルケアの充実

- 1) 各職種と協働でターミナル期を迎えた利用者対象のカンファレンスをタイムリーに開催する。
- 2) カンファレンスは家族参加型のものとし、家族の意向を聞き取りながら急変時の対応を含めたケアの方向性を決定する。
- 3) カンファレンス終了後は、速やかに「看取り介護計画書」を作成し、本人またはその家族に計画内容を説明し同意を得た後に計画書に沿ったサービスを各職種協働により提供する。
- 4) ターミナルケア実施後には、振り返りのカンファレンスを開催して課題に対する改善策を検討及び実践することでターミナルケアの質の向上に努める。

6 介護支援専門員の資質向上と他職種との連携

- 1) 知識と技術のレベルアップを図り、自立支援につながるケアプラン作成に努める。
- 2) 朝礼、申し送り等での情報の発信と収集に努め、現状の把握とケアプランへの反映の適時性を図っていく。

介護部門

1 人材養成の積極的展開

スタッフ全員のスキルアップを図るとともに、職場内において積極的に気づきを持った介護が実践できる人材を育てていく。

【力点】

- ① 新人・中堅・指導者クラス職員、それぞれに応じた育成・指導研修を実施していく。
- ② 新人職員指導者については、指導者間でミーティングを行い、指導内容の統一を図る。

2 法人基本理念に基づく介護サービスの徹底

法人基本理念が介護サービスの根幹となるように基本理念の理解を深め、常に利用者主体のサービスが提供できるように取り組む。

【力点】

- ① 職員研修・ケアスタッフ会において、基本理念に基づく介護サービスの提供について研修を実施し、職員への周知徹底を図る。
- ② 基本理念係る強化月間を設け、日々の介護サービスが基本理念に基づき提供されているかの自己評価を行い、課題に対する改善策を実施することで、職員への意識づけ及び基本理念に基づく介護サービスの提供に取り組む。
- ③ 介護課長、主任・副主任介護員による個別指導を実施し、基本理念に基づく介護サービスの徹底を図る。

3 個別ケアの確立

1) 生活支援と自立支援への取り組み

利用者一人一人に合わせた日常介護を見直し、介護の基本である生活支援を充実させ、日常生活の中で残存機能を最大限活用した自立支援と環境の整備に取り組むことで、より豊かで快適な生活を送って頂き、生活の質の向上を図る。

【力点】

- ① 日々の生活支援の中で利用者の状態変化に対する気づきを持ち、現有する能力の適正な把握と能力を活かした援助を行う。
- ② フロアリーダーを中心に、各フロアにおいて在籍する利用者個々の個別性に応じケアの多様化を図るとともに、フロア毎の利用者交流支援・楽しみづくり、フロア間の交流支援に努める。

- ③ 介護事故を未然に防止するため、利用者個々の日常生活様態を把握し、予見と回避をもって危険防止に取り組む。
- ④ 口腔ケア・マネジメント計画に基づく安全で効果的な口腔ケアを実施することで、健康でより良い口腔環境が維持できるように取り組む。
- ⑤ 各部署協働による定時の水分補給に加え、利用者個々の嗜好・状態に応じた安全かつ適切な水分補給に取り組む。
- ⑥ 利用者の意向に沿った居室環境づくり、ベッド周りの整理整頓等を行う。

2) ケアプランに基づくサービスの提供と自立支援への取り組み

ケアプランに基づき、利用者個々のニーズに沿ったケアの提供とともに、個別リハビリ・拘縮予防の実施により、心身の機能保持・減退防止を図り、自立支援につなげていく。

ケアシステムを活用し、ケアプランに連動したケアが日々実践できているかを定期的に検証していく。

また、日々の利用者との関わりの中で得た情報をシステム内に集積し、カンファレンスの場に情報提供し、ケアプランの効果的な見直しにつなげていく。

【力点】

- ① システムのケア記録を介護職員全員が継続して入力していく。また、ケア記録からケアの提供状況を定期的に検証し、見直しを行う。
- ② ケアプランに基づきケアを実施し、関わりの中で細かな情報をケース記録として集積することで個別性の高いケース記録にする。そのケース記録を基に毎月、ケアプランと照らし合わせてまとめを記録し、カンファレンスにてケアプランの効果的な見直しにつなげる。
- ③ 理学療法士、訓練指導員と連携を図り、個別機能回復訓練計画に基づきリハビリを実践し、利用者の残存機能維持に努めるとともに、小枕等の使用による拘縮予防を取り組む。

4 認知症専門ケアの確立

利用者個々の生活の仕方や潜在する能力を大切にし、その人らしく暮らせるができるよう人生の先輩としての尊厳をもち、認知症の症状や進行の状況に合わせた個別ケアに取り組む。

また、個々の利用者の状態を十分に把握し、安全性を確保していくとともに、どのような精神状態においても適切な対応を行い、安らげる場を提供できるようにする。

【力点】

- ① 認知症に係る専門的な研修を受講した職員をグループリーダーとする「認知症グループ会議」において、利用者個々の認知症状の特徴を総合的に捉え、個々に応じた目標とその関り方を組み立て、1か月毎に目標に対する実践状況を評価すること

で、取組みの精度を向上させ専門性を高める。また、必要に応じて目標の見直しを行い、日々変化する利用者の症状に応じたケアを実践する。

- ② 楽しみづくりの一環として、利用者が楽しんで取り組める脳トレや回想療法等を取り入れた幅広いレクリエーションを提供する。
- ③ 認知症に係る職員研修を実施し、認知症の理解を深める。
- ④ 認知症高齢者に多く見られる事故を未然に防止するため、利用者個々の生活リズムと行動パターンを把握し、危険予知を行う。
- ⑤ 「認知症ケア全体会議」において、各認知症グループによる認知症ケアの実践を通じて発生する課題点を様々な角度から検証し、認知症ケアの方向付けを行い各職種協働によるチームアプローチが展開できるように努める。

5 ターミナルケアの充実

利用者一人ひとりの終末期において、人権の保障はもとより、その人がその人らしく最期を迎えるよう最大限のケアを提供し、ターミナルケアの充実を図る。

【力点】

- ① マニュアルを基にした職員研修を実施する。
- ② ターミナルケアに係るカンファレンスに参画し、家族の意向及びケアの方向性を確認し、状況に応じた細やかな対応を図るとともに、その人らしく、安心、且つ、安らげる環境づくりに取り組む。
- ③ ターミナルケア実施後の振り返りを行い、課題に対する改善策を実践していくことで質の高いターミナルケアの実現を目指す。

6 介護スタッフ及び各職種との連携強化

交替勤務者の多い介護現場での情報の共有方法として、連絡簿の活用や日々のミーティングを通じて周知徹底することで、介護スタッフ間での連携と意思統一を図っていく。

また、業務調整事項や利用者の状態変化、利用者及び家族等からの希望・要望があつた場合を含め、必要時に的確な報告・連絡・相談を徹底し、他部署との連携を図っていく。

看護部門

1 部署内及び各職種間との連携強化

利用者の施設生活を健康で豊かなものにするために部署内・各職種間と連携し、情報を共有化することで、より良いチームケアを展開する。

【力点】

- ① 利用者の健康管理をするうえにおいて、看護職員間のチームワークの強化は重要である。利用者の自立支援のため、ミーティング・申送り等で情報を共有し、健康で安全・安心した生活が送れるよう医務室内の連携強化に努める。
- ② 個人ケース、バイタル表、日誌をもとに日々の報告を行い、医師との連携強化を図る。
- ③ 医療情報提供書や看護情報提供書（看護サマリー）を活用し、各医療機関との連携を図り、退院時においては事前面接を行い、健康状態の把握に努める。
- ④ 毎日の申し送りや、カンファレンス・各職種間と情報を共有し、異常の早期発見に努め、利用者の健康管理を行なう。

2 個別ケアの確立

利用者の健康管理において、その人らしさの実現を念頭に、個々の健康状態を日々観察し、各職種と連携しながらケアプランに沿った医療処遇の充実を図る。

【力点】

- ① 個人ケース、医療情報ファイル、申し送りファイルにより、利用者の既往歴・治療内容・身体状況を理解し、異常の早期発見に努め、安楽な生活ができるよう支援する。
- ② 個別の受診希望については医師、家族等との調整の上、医療機関への受診介助を行う。

3 ターミナルケアの充実

利用者の終末期において、苦痛のない安らかな終末期が迎えられるよう家族と職員が、利用者に対し共に援助できる体制を整え、その人がその人らしく最期を迎えるよう援助する。

【力点】

- ① ターミナルケアの方針決定について、ターミナル期の意向を入所時に確認するだけでなく、ターミナル期移行時に医師をはじめ各職種と連携し、利用者とその家族の望むケアを提供する。

- ② 利用者の苦痛の除去及び緩和に努め、環境を整備し、安らかな状態が維持できるよう尊厳を持って看取りのための援助を行う。
- ③ 職員を対象にしたターミナルケアについての研修を行い、知識・技術の向上を図る。

4 機能回復訓練の充実

利用者個々に、その人らしく、生きがいある、自立した生活を送っていただけるよう、機能訓練指導員が理学療法士及び各職種との協働により個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づいた機能訓練を実施していく。

毎 日	： 個別リハビリメニュー	(毎日用)、ラジオ体操
月・火・金・土曜日	： 浴中リハビリ	(特浴)
火曜日	： 拘縮予防	(理学療法士)
火・木曜日	： 健康体操及び集団リハビリ	(ゲーム等)
	個別リハビリメニュー	(火・木曜日用)

5 感染症予防対策の強化

施設内での感染症の発生・拡大・再発防止のため、職員研修の実施並びに施設環境整備に努める。

【力点】

- ① 感染予防対策の意義・重要性について研修を行い、職員の意識の向上と予防対策の周知徹底を図る。
- ② 常に最新の情報を収集し、感染症対策委員会においてマニュアルの見直しを行う。

6 経口摂取維持への取り組み

医師をはじめ各職種連携のもと楽しく、且つ、安全な経口摂取を維持するための取り組みを行う。

【力点】

- ① 日々のケアにおいて利用者の食事摂取の状態を把握し、カンファレンス等の場において、各利用者の身体状況、栄養状態等の情報を共有し、食事形態、摂取方法等について検証を行い、安全に経口摂取が出来るよう支援する。
- ② 利用者が安全に食事摂取を出来るよう、誤嚥防止、誤嚥時の対応について職員研修を行う。

食　事　部　門

1 楽しみとされる食事

利用者の選択意思を尊重し、個々の嗜好を生かしていける食べ易い食事の提供を基本に「楽しみとされる食事」作りを目標とし、衛生管理の徹底とともに、食事全般のサービス向上に取り組み、施設内の食生活の充実を図る。

- 1) 手作りおやつのメニューを増やし、週1回提供する。
- 2) 利用者の嗜好情報（嗜好調査等）を収集・把握して献立に反映させる。
- 3) 日常の献立にも代替食等により、利用者の嗜好ニーズの対応に努める。
- 4) 行事食・選択食の実施。
- 5) 市場調査による適切な価格でもって、より新鮮で品質の良い食材購入に努める。
- 6) 適時適温食の実施。

2 栄養ケア計画の実施

各職種間との連携により、利用者の身体状況・食事摂取量等を把握し、個別の栄養ケア計画を作成、また、介護サービス計画書とも連携し、一人ひとりに合わせた食事の提供により、低栄養状態の予防・改善、喫食環境の改善を図っていく。

- 1) 入所前に、身長・体重測定・食事状況の情報を得て、スクリーニングを行い、低栄養状態のリスクの把握を行う。
- 2) モニタリングを低栄養状態の低リスク者は3か月毎、中リスク者は1か月毎、高リスク者は2週間毎に行い、栄養ケア計画を見直す。

3 衛生管理マニュアルの徹底

施設利用者が高齢であり、食中毒が起きると感染の拡大・命にかかる危険性もある。そのため、衛生管理マニュアルの徹底による食中毒の防止に努め、安全な食事を提供する。

- 1) 食事サービス委員会・調理研究会において、部署内外へ食品・器具の取扱いについて周知徹底を行う。
- 2) 利用者及び利用者家族へ居室内の食品の管理について呼びかける。
- 3) 廉房内の環境整備を強化する。
① 清掃チェック表を基に実施状況の検証を行い、確実に実施する。

4 経口摂取維持への取り組み

食事とは、本来口から食べるものであることから、各職種共同により利用者全員の経口維持計画書を作成し、経口維持できるように個人の咀嚼・嚥下機能に配慮した食事の提供を行う。

5 調理技術の向上

調理研究会にて、利用者に合ったトロミ材の付け方・食材の切り方・味付けなどの統一を図り、ソフト食・手作りおやつなど調理実習を行っていく。

6 ターミナルケアの充実

家族・各職種との協働により、終末期を迎えた利用者が最期まで経口による食事摂取が適うように、利用者個々の嗜好を反映させながら咀嚼・嚥下状態に応じた食事を提供する。

7 部署内及び各職種の連携強化

利用者の健康状態の把握と栄養ケア計画を実施するため、部署内においては日々のミーティングを活用し、各部署については、申し送り・カンファレンス等を通じて連絡・連携を図ることで、利用者により豊かで楽しみのある食事の提供に努める。

平成28年度

事業計画書

桜谷荘ショートステイ事業所

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 在宅介護を支え、在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として積極的に機能する
- ③ 利用者の自己選択を尊重し、個別性の高いサービスを提供する

《重点項目》

- ① 第3期経営3か年計画（1年目）の推進
- ② 福祉サービス第三者評価受審
- ③ ケアプランに基づく介護サービスの提供
- ④ 医療処遇の充実
- ⑤ 安全管理体制の強化
- ⑥ 顧客確保に向けての積極的展開
- ⑦ 居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連携
- ⑧ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
- ⑨ 職場内における連絡・連携の強化

1 第3期経営3か年計画（1年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（1年目）を積極的に推進する。

2 福祉サービス第三者評価受審

施設サービスの質を公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。

1) 利用者・家族の満足度を量るためのアンケート調査の実施

通年で実施している施設独自の利用者・家族を対象に実施しているサービス満足度調査に代わり、第三者評価機関による施設サービスに係るアンケート調査を実施し、潜在化している声や意向を把握し、施設サービスに反映させることでサービスの質を向上させる。

次年度は、施設独自のサービス満足度調査を実施することで、継続して利用者・家族の意向を聞き取り、サービスに反映させていく。

2) サービス自己評価の実施

自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、サービスの向上に向けた具体的な目標を設定し、取り組むことで、職員の自覚と改善意欲・諸課題の共有化を図り、サービスの質の向上につなげる。

3) 評価結果の公表

利用者が他事業所とのサービス内容を比較し、選択できるツールとして評価結果をインターネット（WAMNET）で公表し、利用者・家族から選ばれる施設を目指す。

3 ケアプランに基づく介護サービスの提供

利用者のニーズ、心身の状況及びその置かれている環境を把握したうえで、サービス利用の予定・継続性に配慮し、ケアプランを策定し、プランに沿ったケア提供、要望に沿える個別性の高いサービス提供に取り組んでいく。

特に、長期間利用が無い場合のショートステイ利用時には、入所時の状態確認だけではなく、担当ケアマネジャーへの情報提供書の要請、家族への状態確認を行うほか、必要に応じて本人との事前面談を行うことで利用者の状態を正確に把握し、状態に応じた適切なサービス提供に努める。

利用中に状態変化があった場合には、必要に応じて家族に確認のうえケアカンファレンス・申し送り等でケアサービスの見直しと変更されたケア内容の周知徹底を図る。

退所時には、利用中の様子を記録した「ショートステイ利用状況のまとめ」を作成し、家族へ利用状況の報告を行っていく。また、高齢者福祉施設としての専門的視点からのアドバイス等も行っていく。

4 医療処遇の充実

利用者の利用期間中の健康管理について、利用開始時に、在宅での健康管理・加療状況を確認し、かかりつけ医及び施設協力医療機関との連携のもと、家族の意向に沿った

健康へのサポートが行えるように個別に医療処遇を適宜行っていく。

健康管理に必要な個別情報を利用毎に整理し、利用者個々における利用経過を把握して、機能訓練対応も含め、継続性のある健康管理・身体機能維持への取り組みを充実させることで、リピーター確保につなげていく。

機能訓練については、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で個別機能訓練計画書を作成し、計画書に基づく機能訓練を実施する。また、計画書作成後に利用者、又はその家族に対して機能訓練の実施状況等を説明し、必要に応じて訓練内容を見直していくことで機能訓練の質の向上に努める。

5 安全管理体制の強化

事故等により利用者の状態が変わることによって、利用者・介護者の生活が変化することを念頭に置き、決して事故を起してはならないという意識のもと、介護事故防止委員会を中心として、ケアスタッフ会・職員研修を活用し、介護知識・技術の向上を図り、利用者の安全確保に取り組む。

また、事故発生時には具体的に状況分析、原因の究明、再発防止策を検討し、IAC レポートにまとめ、ミーティング等を活用して IAC レポートの内容の周知徹底を図り、改善策を徹底することで再発防止に努める。

6 顧客確保へ向けての積極的展開

顧客確保のためには、サービスの質の向上が必須の条件である。そのためにも、下記の内容の機能充実・強化を図る。

- 1) 利用者個々の嗜好ニーズに応じたプログラムの提供を行う。
- 2) 居宅介護支援事業所への訪問及び電話連絡、FAX によりタイムリーにベッドの空き状況を報告し、ショートステイ利用者の紹介を依頼する。
- 3) 特養利用者の在所者数の変動を予測し、空きベッドを可能な限り利用できるよう的確な予約管理を行う。また、キャンセル待ち利用者の管理を徹底し、利用可能な状況が発生した際に、迅速に対応できる体制を整える。
- 4) 接客技術・面接技術・アセスメント力の向上に取り組む。
- 5) ニーズに応じて、時間外・緊急時の入・退所にも対応する。

7 居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連携

在宅での生活が継続できるよう、居宅介護支援事業所をはじめ他事業所との連携・連絡を密にし、介護者の介護軽減を図るとともに、自立支援を踏まえた質の高いサービス提供に努める。

特に、新規利用依頼については、スムーズにサービスが開始できるようにケアマネジャーとの連携を深め十分なアセスメントを行っていく。

また、高齢者虐待などが疑われる状況が発生した場合においても、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携のうえでその防止に努めるとともに、緊急の受入要請があった際に迅速に対応する。

8 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

利用者・家族からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受付け窓口、担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて、原因の究明と改善対応策の検討を迅速に行うとともに、特養幹部会が中心となって、サービスの改善と全職員への周知徹底を図る。

なお、苦情に対する対応は、苦情発生の状況、経過を確認し、関係者への連絡マニュアルに沿った初期対応を確実に行う。

また、居宅介護支援事業所・地域包括支援センターとの連絡・連携により、苦情だけでなく利用者の要望についてもサービス向上にむけての検証・検討事例として受け止め対応することで、サービスの質の向上へつなげていく。

9 職場内における連絡・連携の強化

在宅サービスであるショートステイは、在宅での状態が把握し難い状況にあるため、家族やケアマネジャーから得た情報は確実に各部署に連絡し、共有することで適切なサービスの提供に努める。

平成28年度

事業計画書

デイサービスセンターやすらぎ

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者的人権を擁護する
- ② 在宅生活の自立を支援するサービスを確立し、地域社会の福祉資源として機能する
- ③ 利用者個々の個別性の重視と高度の専門性に基づくサービスの提供

《重点項目》

- ① 第3期経営3か年計画（1年目）の推進
- ② 利用者の確保及び在宅介護の支援
- ③ 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供
- ④ 人材養成の積極的展開
- ⑤ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所など他事業所との連携の強化
- ⑥ 福祉サービス第三者評価受審
- ⑦ 介護予防・日常生活支援総合事業への移行準備

1 第3期経営3か年計画（1年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（1年目）を積極的に推進する。

2 利用者の確保及び在宅介護の支援

在宅で生活する利用者が通所介護に期待することは、基本的には人的、社会的交流で

あるが、併せて心身の機能維持、向上による自立した在宅生活の継続であり、このことは介護者の負担軽減のうえからも必要である。サービスの提供に際しては、介護予防、自立支援を念頭におき、在宅生活の継続に資するサービスを提供し、介護重度者から軽度者におよび多様なニーズに応えるため、個別性を重視した個別援助計画に基づく、適切なサービスの提供に努める。

また、介護度が重度となる要因である転倒骨折や感染症の予防などについて、介護者との連絡、連携を強化して在宅時に及んで注意を喚起していくとともに、必要に応じて地域の医療機関とも連携して、在宅介護の支援に取り組んでいく。

新規利用者等の確保については、多様なサービスメニューを準備し、当事業所の特性（殊に認知症予防、認知症対応など）を地域包括支援センター、居宅介護支援事業所へ周知するとともに、機関紙などを通じて事業所のPRを広く地域に実施して、新規利用者等の確保に精力的に取り組んでいく。

3 個別援助計画に基づく自立支援及び介護予防を踏まえた専門的サービスの提供

地域で在宅生活が継続できるよう生活機能の維持・向上に資する効果的な支援を行う。するために、個別援助計画に基づくサービスの提供がより細やかに実施できるよう、職員間の情報をミーティングの場を中心に活性化させ、情報の集積と統一された意識を醸成して科学的で質の高いサービスの提供に努める。

- ① 個別援助計画に基づくサービスとするため、計画に連動したサービス確認書（個別のサービス実施予定表）をサービス提供現場に担当別に配して、統一されたサービスの実施とサービスの抜け落ちを防止するとともに、ケース検討委員会・ミーティングの場を中心にモニタリングを実施して、日々のサービスに反映していく。
- ② 介護予防通所介護の利用については、利用目的を明確にし、運動器の機能向上を中心とした効果的な実施メニューを準備して、個々の状況に応じた機能向上に取り組んでいく。

実施に際しては、機能訓練指導員を中心に生活相談員、看護・介護職員の連携を密にして、利用当初の身体状況などを把握し、サービス提供記録に基づき定期的に評価を実施して、在宅生活の自立及び要介護への予防に取り組んでいく。

また、脳トレなど認知症の予防についても、利用者の希望に応じて取り組んでいく。

4 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念を人材養成の糧とし、研修等を通じて理解を深め業務への実践を通して、地域社会から求められる福祉人材を育成していく。

2) 従事職員の資質向上及び人材養成のため、以下の研修を実施する。

① 中堅職員の研修

所内研修、介護実習、介護者教室などの指導を担当するとともに、勉強会などを開催して中堅職員としての自覚と素養を培う。

② 所内・派遣研修

所内研修においては、介護にかかる基礎知識の反復研修をはじめとして、「身体拘束の防止」、「介護事故予防」、「感染症対策」についても、研修委員会が中心となって年間カリキュラムに基づき取り組んでいく。

また、各団体の主催する研修会にも積極的に参加して、専門知識、資質の向上に取り組む。

③ 認知症の専門研修

認知症の専門研修などを受講し、職員の専門性を高め、より高度な援助が提供できるようにしていく。

3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して信頼関係を構築し、自己の分析、目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。

4) 委員会活動

事業運営を各委員会に分担して従事職員が参画することで、業務に対する主体性を培い、問題意識の持ち方、捉え方などを学び、業務に対する改善など、サービス内容に反映することで、業務の活性化を図る。

5 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所との連携の強化

介護予防通所介護においては、利用者の介護予防が利用目的として明確に示されており、その一翼を担う通所介護においては、支援体制が一事業所の完結で有ってはならず、サービスの利用が真に利用者の在宅生活の包括的支援に繋がるものでなければならぬ。

このことから、当センターとしても地域包括支援センター、居宅介護支援事業所を中心とする他事業所との担当者会議等を通じて、介護情報の共有と連携を一層強化して、サービスの効果的運用に努める。

また、高齢者虐待などが疑われる状況が発生した場合においても、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等との連携のうえでその防止に努めていく。

6 福祉サービス第三者評価受審

施設サービスの質を公正・中立な第三者評価機関による専門的、且つ、客観的な立場からの評価を受けることでサービスの質の向上を目指す。

1) 利用者・家族の満足度を量るためのアンケート調査の実施

通年で実施している施設独自の利用者・家族を対象に実施しているサービス満足度

調査に代わり、第三者評価機関による施設サービスに係るアンケート調査を実施し、潜在化している声や意向を把握し、施設サービスに反映させることでサービスの質を向上させる。

次年度は、施設独自のサービス満足度調査を実施することで、継続して利用者・家族の意向を聞き取り、サービスに反映させていく。

2) サービス自己評価の実施

自らが提供するサービスの質について改善すべき点を明らかにし、サービスの向上に向けた具体的な目標を設定し、取り組むことで、職員の自覚と改善意欲・諸課題の共有化を図り、サービスの質の向上につなげる。

3) 評価結果の公表

利用者が他事業所とのサービス内容を比較し、選択できるツールとして評価結果をインターネット（WAMNET）で公表し、利用者・家族から選ばれる施設を目指す。

7 介護予防・日常生活支援総合事業への移行（平成29年度）準備

介護保険法に規定されている介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的、且つ、効率的な支援等を可能とすることを目指すものである。

赤穂市においては、平成29年4月より地域包括支援センターが中心となって介護予防・日常生活支援総合事業が開始になるため、連携を取りながら対応できるよう準備を行う。

8 利用者の介護・接客サービス

利用者、家族の意志、契約に基づいてサービスを利用する現在、サービス提供の在り方は「利用者個々にとって満足できるサービスであるか、否か」が即、サービスの利用に反映される。

当センターにおいては、利用者のみに留まらずその家族（介護者）のニーズも包括した付加価値の高いサービスの提供に努めていかなければならない。

このため、ケース検討委員会を中心に個別援助計画に基づき、利用者の自立支援及び介護予防を念頭において以下のサービスを効果的に提供していく。

- 1) 生活相談 : 利用者とその家庭生活に視点をおき、状態に合わせた個別援助計画の策定とそれに基づいたサービスの提供また、利用者及びその家族との日々の連絡、相談等により信頼関係を確立し、在宅を含めた相談援助を提供する。サービス担当者会議などの機会を通して、潜在的ニーズの発掘など、積極的な相談援助に努める。

- 2) 機能訓練 : 機能訓練指導員を中心に個別援助計画に基づいた効果的な各種

の集団・個別リハビリ指導、日常動作訓練など介護予防を念頭に実施し、利用者が在宅生活をより自立して継続できるよう援助する。そのために、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3か月ごとに利用者の居宅を訪問した上で、利用者、又は、その家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていく。

楽しみながらリハビリを行っていく「樂リハ」として、「ドキドキへびパニックII」、「うりぼう叩き」の機械を活用し、楽しみながら継続してリハビリを実施していくことで身体機能の維持を図っていく。

- 3) 介護サービス : くつろげる雰囲気の中で休養していただき、心身ともに健康であるよう促がしと見守りに努めると共に、食事、入浴、排泄においては、ADLの状況に応じた個別援助の徹底と転倒など事故防止に万全を期す。
- また、介護に際しては、日常生活動作訓練の機会と捉え、機能訓練と連動した、自立支援、在宅の介護軽減を視野に入れた、介護姿勢で取り組んでいく。
- 4) 健康チェック : 問診をはじめ、細心の観察力を養い血圧、検温等バイタルチェックを実施し、身体の状況を把握して健康管理への助言を行なうと共に、必要に応じ専門医への受診の促がしなど疾病の早期発見に努める。
- 5) 送迎 : 送迎は安全・快適を最優先とし、特に車への乗降時の介助、走行中の車酔い、座席からの転落等には添乗員を配置して万全を期す。
- また、安全な送迎場所の確保と利用者の状態に応じて車椅子など、専用車両での送迎にあたる。
- 6) 入浴 : 健康状態をチェックして安全な入浴に配慮すると共に、身嗜み、清潔保持の自立への支援の機会とする。
- また、心身ともに疲れを癒すような入浴が出来るよう雰囲気作りに努め、皮膚疾患等の早期発見の場面としても捉える。
- 7) 食事 : 利用者の嗜好と食生活を考慮し、旬の食材により季節感に配慮すると共に、盛り付け、適温食の実施と雰囲気作りに努める。
- また、食事形態などの工夫により、満足感ある食事を提供していく。
- 8) 認知症高齢者 : 「認知症高齢者的人格を尊厳維持する」の基本的な理念に徹

し、「彼らの処遇の充実 残された人生がより充実できるような援助」を実践するため家族、居宅介護

支援事業所等との連絡連携を深めると共に、認知症通所においては、脳トレ等を個別で実施し、認知症の進行予防にも努め

- ① 人の持つ温かさや優しさ
- ② 体調の確認と安全環境の確保
- ③ 心の落ち着ける環境の整備充実
- ④ 身体及び身辺の清潔の保持

を指標に全職員で取り組んでいく。

9 行事企画及び個別嗜好の充実

社会的交流の支援、趣味、嗜好の充足及び心身の機能回復、減退防止を図り、楽しみとしてある通所介護とするため、季節行事などを取り入れると共に、行事委員会を軸に利用者相互、利用者と職員の信頼関係、ふれあいを構築する独自のメニューの開発などに取り組んでいく。

また、ボランティアの積極的な導入により、多様な個別嗜好の充足を図るとともに、行事運営の一層の充実を図る。

《平成28年度行事予定》

実施月	プログラム(午前中)	実施月	プログラム(午前中)
4月	開所記念行事 バスハイク（お花見） カレンダー作り・誕生会	10月	レクゲーム 室内運動会 カレンダー作り・誕生会
5月	レクゲーム 料理教室 カレンダー作り・誕生会	11月	レクゲーム 料理教室 カレンダー作り・誕生会
6月	レクゲーム 創作活動 カレンダー作り・誕生会	12月	忠臣蔵大会 クリスマス・忘年会・餅つき カレンダー作り・誕生会
7月	七夕祭り レクゲーム カレンダー作り・誕生会	1月	新年会 新春カルタ・すごろく・福笑い カレンダー作り・誕生会
8月	夏祭り（盆踊り） 創作活動 カレンダー作り・誕生会	2月	節分行事 バレンタイン カレンダー作り・誕生会
9月	敬老会 レクゲーム	3月	ひな祭り行事 レクゲーム

	カレンダー作り・誕生会		カレンダー作り・誕生会
--	-------------	--	-------------

※ そのために、楽しみ作りの一環の一つとして、また、リハビリの実践の場として個別外出を随時実施していく。

平成28年度

事業計画書

やすらぎ居宅介護支援事業所

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 保健・医療・福祉との連携の強化
- ③ 要援護高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する

《重点項目》

- ① 第3期経営3か年計画（1年目）の推進
- ② 在宅生活の継続的支援及び新規依頼者の確保
- ③ 自立支援及び介護予防に向けた居宅介護サービス計画の策定
- ④ 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携
- ⑤ 人材養成の積極的展開
- ⑥ 福祉サービス第三者評価受審
- ⑦ 「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行（平成29年度）準備

1 第3期経営3か年計画（1年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す

以上の3つを重点項目に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（1年目）を積極的に推進する。

2 在宅生活の継続的支援及び新規依頼者の確保

要介護高齢者の重度化・体調の変化による入院や介護者の高齢化に伴い、入所系サービスを意向するケースは常に増加している。そのような状況の中での居宅介護支援事業所として、身体的、精神的に自立した生活と家族介護負担の軽減を図り、少しでも在宅生活が継続でき、住み慣れた地域で、安心して生活が送れるように支援していく。

また、新規依頼者の確保については、地域包括支援センターや在宅介護支援センターとの連携及び各サービス提供事業者等との緊密な連携を図り、在宅介護を強力に支援する態勢を整備するとともに、法人の機関紙等の活用と地域との交流、介護者教室等への参加の機会を捉えて、事業所の存在・役割をPRし、新規依頼者の獲得に繋げていく。

3 自立支援及び介護予防に向けた居宅サービス計画の策定

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や在宅で自立した生活を継続していくために、高齢者自身の置かれている環境、身体状況や家族の関わり、地域社会との関係等について総合的にアセスメントを実施し、介護保険サービス及び介護予防サービスやインフォーマルサービスを含めた居宅サービス計画の策定に努める。

また、居宅サービス計画の適切な運用に際しては、訪問等によりモニタリングを実施し、状態の変化に応じて、「要介護状態の区分変更」を申請し、効果的なサービス利用への調整を行い、在宅生活が継続できるよう支援していく。

4 地域包括支援センター・居宅サービス提供事業所・医療機関との連携

1) 高齢者が自立した生活を維持・向上していく為には、多くの課題があり、関わる人も多様である。高齢者ができる限り自立した生活を継続できるように、各居宅サービス提供事業者が集まる「サービス担当者会議」を活用して、本人や家族、地域包括支援センターや居宅サービス提供事業者が課題や生活に対する目標を共有し、協働的に支援していく。

また、法人内のデイサービス事業所との連携では、やすらぎセンター一体化への取り組みとして、法人事業所としての意識を明確に持って事業運営に取り組み、センターの職員として「職員相互に尊重し合い、謙虚に受け止める言動」を実践し、ミーティング・委員会などに主体的に参加して情報の発信と受信をすることにより、センター一体化を更に強化していく。

2) 介護者の高齢化及び要援護高齢者の重度化に伴う健康管理は、より必要性が高くなる。主治医等との連携を密にし、健康維持のための留意点を各事業所間で共有して、統一性のある健康管理を図っていく。

3) 介護にかかる高齢者虐待などが疑われる状況が発生した場合においては、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業所と連携の上で、早期対応・早期防止に努めていく。

5 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念の意味を理解し、理念に基づいた事業を実践していくことの必要性を、研修等を通じて、福祉に携わる専門職としての人材を育成していく。

2) 従事職員の資質の向上及び人材育成のため、以下の研修等を実施する。

① 中堅職員の研修

所内研修・介護者教室等などの指導を担当するとともに、勉強会等を実施して、中堅職員としての自覚と素質を養う。

② 所内・派遣研修

居介の職員研修においては、ケアマネジメントにかかる基礎知識をはじめとして、介護保険制度や報酬改正にかかる研修等年間計画に基づき取り組んでいくとともに、デイサービスの職員研修にも参加して、得た介護知識をケアマネジメントに活かしていく。

また、各団体の主催する研修会へ積極的に参画し、専門知識と資質の向上に取り組む。

③ ケアプラン作成にかかる研修

ケアプラン作成において、アセスメントシートから導かれる課題の捉え方やケアプラン内容を確認するとともに、随時事例検討会を開催し、ケアマネの資質の向上に取り組む。

3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通じて信頼関係を構築し、自己の分析、目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。

6 福祉サービス第三者評価の受審

本年度は、居宅支援に係るサービス内容や対応状況の評価を確認するため福祉サービス第三者評価を受審する。

当事業所は、平成23年度に福祉サービス第三者評価を受審しており、今回2度目の受審となる。その結果を踏まえて、事業運営における具体的な問題点を把握し、介護支援専門員としての姿勢を見直し、ケアマネジメント業務に反映することで、利用者・家族が安心して在宅生活を継続できるよう努めていく。

1) 利用者・家族の満足度を図るためのアンケート調査の実施

2) サービス自己評価の実施

3) 評価結果の公表（WAMNET）

7 「介護予防・日常生活総合支援事業」への移行（平成29年度）準備

介護保険法に規定されている介護予防・日常生活支援総合事業は、市町が中心となっ

て、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制作りを推進し、要支援者等に対する効果的、且つ、効率的な支援等を可能とすることを目指すものである。

赤穂市においては、平成29年4月より地域包括支援センターを中心となって介護予防・日常生活支援総合事業が開始になるため、連携を取りながら対応できるよう準備を行う。

平成28年度

事業計画書

在宅介護支援センターやすらぎ

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 利用者の人権を擁護する
- ② 保健・医療・福祉との連携の強化
- ③ 高齢者の自立支援並びに生活の質の向上を図り、地域社会の福祉資源として機能する。

《重点項目》

- ① 地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化
- ② 地域包括支援センターとの連携
- ③ 人材養成の積極的展開
- ④ 「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行（平成29年度）準備

1 地域高齢者の実態を把握し、介護予防の拠点としての機能の強化

在宅介護支援センターは地域の高齢者とその家族等の介護、生活支援、介護予防、日常生活における各種の相談及び調整活動を行なう在宅福祉の窓口という大きな役割を担っている。

よって、専門職として高齢者的人格を尊重し、守秘義務を守るとともに、地域包括支援センターと連携し、生活機能低下の早期発見・早期対応に努め、在宅で自立した生活が継続できるように支援していく。

- ① 地域で高齢者や家族が安心して生活を送れるように、民生委員や福祉推進委員及び関係機関の連絡会や意見交換会に参加することで情報を共有し、地域支援の拠点となるように努めていく。
- ② 定期的な電話・訪問活動や相談協力委員との連携により、要援護高齢者及び家族の

状況や生活状況等実態を把握し、地域包括支援センターと協働して、介護予防につながるように継続的に支援していく。

- ③ 関係団体と連携し、転倒予防・認知症予防等講習の開催や広報紙での情報提供に努め、目的としてある「地域との関わり」を深めて、介護予防の拠点としての機能を強化していく。

2 地域包括支援センターとの連携

高齢者一人ひとりが自立した生活を維持・向上していくためには、多くの課題があり関わる人も多様である。地域包括支援センターとの訪問や連絡調整を密にし、状況把握や目標を共有し、高齢者が主体性を持ち自立した生活を継続できるように支援していく。

また、認知症を正しく理解してもらうことを目的に、地域包括支援センターと連携して、「認知症サポーター養成講座」を開催し、地域支援の拠点となるように努めいく。

また、高齢者虐待などが疑われる状況が確認された場合においては、地域包括支援センターと連携し、早期対応・早期防止に努めていく。

3 人材養成の積極的展開

1) 基本理念の周知徹底

法人基本理念の意味を理解し、理念に基づいた事業を実践していくことの必要性を、研修等を通じて、福祉に携わる専門職としての人材を育成していく。

2) 従事職員の資質の向上及び人材育成のため、以下の研修等を実施する。

① 中堅職員の研修

所内研修・介護者教室等などの指導を担当するとともに、勉強会等を実施して、中堅職員としての自覚と素質を養う。

② 所内・派遣研修

所内研修においては基礎知識の反復研修や事例検討会を実施するとともに、各団体の主催する研修会へ積極的に参画し、知識と素質の向上に取り組む。

3) 人事考課制度の運用

業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通じて信頼関係を構築し、自己の分析、目的意識の明確化を図り、就業意欲や向上心を培う機会とする。

4 介護予防・日常生活支援総合事業への移行（平成 29 年度）準備

介護保険法に規定されている介護予防・日常生活支援総合事業は、市町が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制作りを推進し、要支援者等に対する効果的、且つ、効

率的な支援等を可能とすることを目指すものである。

赤穂市においては、平成29年4月より地域包括支援センターが中心となって介護予防・日常生活支援総合事業が開始になるため、連携を取りながら対応できるよう準備を行う。

平成28年度

事業計画書(案)

さくらこども学園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《基本方針》

- ① 子どもの権利を擁護し安全で安心な生活の場を提供する
- ② 養育の質を高め、発達と自立を支援する
- ③ 専門性を發揮できる人材の育成
- ④ 家庭や地域の子育てを支援する

《重点項目》

- ① 第3期経営3か年計画（1年目）の推進
- ② サービスの質の向上への取り組み
- ③ 安全で安心な生活環境の構築
- ④ 養育・自立支援機能の充実
- ⑤ 人材育成の積極的展開
- ⑥ 食育の推進
- ⑦ 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る
- ⑧ 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化
- ⑨ 地域子育て支援の展開
- ⑩ 家庭的養護推進計画の基盤作り
- ⑪ 保健・衛生・健康管理
- ⑫ 心理的支援の充実
- ⑬ 福祉サービス第三者評価受審結果の検証・改善

1 第3期経営3か年計画（1年目）の推進

- 1) 地域貢献への積極的展開

- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す
 - 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す
- 以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（1年目）を積極的に推進する。

2 サービスの質の向上への取り組み

- 1) 法令遵守のもと常に適切なサービスの提供に努める。
- 2) 児童養護施設の運営指針に則り、児童の生活支援、家族への支援、自立支援、権利擁護、安全対策などの強化を図る。
- 3) 職員によるサービス自己評価と人権擁護チェックリストを実施し、支援状況の確認と養育サービスを受ける子どもの立場から、良質かつ適正な養育サービスを提供しているかを検証する。

3 安全で安心な生活環境の構築

1) 子どもの権利擁護の取り組み

入所理由の多くが、被虐待児及び発達障害（多動、注意欠陥、知的等）であり、トラブルや問題行動に苦慮している。職員は子どもたちの疎外感、自己喪失感、不信感からくる不安な言動や攻撃的な行動に寄り添い、日々適切な対応に努めると同時に以下の項目を取り組み、正しい権利意識を構築する。

- ① 「施設内虐待の防止」を中心とした『子どもの権利条約』、『児童虐待防止法』、『児童福祉法（施設内虐待防止）』の周知徹底。
- ② 人権擁護のチェックリストを用いて人権の尊重に基づく行動規範を身につけ、職員からの不適切な対応の防止に努める。
- ③ 子どもに『あなたの未来をひらくノート』を配布し、説明会を設け、子ども自身も心と身体・命の大切さを理解し、他者や自己を思いやる心を育み、正しい権利意識を培える環境へと繋げていく。
- ④ 子どもや保護者等の思想や信仰の自由について学び、保障する。

2) 施設内虐待・暴力等への取り組み

「子ども間の暴力（性暴力を含む）」、「職員から子どもへの暴力（性暴力を含む）」、「子どもから職員への暴力（性暴力を含む）」の予防・再発防止のための仕組みを以下の項目により構築することで、暴力問題等については、必ず職員が対応し、解決する姿勢を見せることにより、子どもたちに「守られている」という実感を持たせる。

- ① 子どもたち全員に、担当職員・児童指導員、心理療法担当職員等が定期的（月1回）にシートを活用し聞き取りを行う。
- ② 聞き取りで、暴力問題、その他の重大な問題が発覚の場合には、暴力問題対応マ

ニュアルに沿って対応する。

③ 棟会議・職員会議にて、「全職員への状況報告」、「支援方法・対応方法の統一」、「防止策の検討」を周知徹底する。また、必要に応じて子ども家庭センターと対応の連携を図る。

④ 突発的な暴力問題については、緊急時暴力問題対応マニュアルに沿って対応する。

⑤ 暴力問題を起こした子どもについては、担当職員・児童指導員、心理療法担当職員が中心となり、一定期間（毎日・一週間・一か月）の個々に応じた振り返りシートを活用し、再発の防止のコミュニケーションスキルを習得させる。

⑥ 施設内虐待・暴力等への問題に対応したことを子どもに周知する。

⑦ 被措置児童虐待防止ガイドラインを活用し、体罰等の禁止に関する研修を行う。

3) 全員（子どもと職員）の基本ルール（グランドルール）の徹底と意見表明の推進

① 自治会（話そう会）の仕組みにより、子どもの意見や想いを正しい方法で表出できるようにし、適正な対応を定着させる。

② 年度当初に子どもにアンケートをとり、全体集会にてグランドルールの決定を行う。

また、毎月の聞き取りや会議等で子どもの状況の確認を行い、自治会（話そう会）にて子ども全体と共有をし、チェックと改善を行う。

③ 聞き取りを基に、会議等にて状況報告をし、支援方法・対応方法の統一を図り、不適切なかかわり等の防止・早期発見に努める。

4) 権利擁護委員会において、1)、2) 3) の取り組みを権利擁護の観点から検証し、施設内に安心安全な生活環境の定着を促進させ、全職員の支援・対応方法の統一を図る。

4 養育・自立支援機能の充実

基本理念の権利擁護及び発達支援・自立支援に向けた養育の充実のために、衣・食・住を軸とする暮らしの場と職員との一日の流れの中で、「自分が大切にされている」と感じられる養育環境を構築することを目的として、以下の項目により養育環境と自立支援機能の充実により、養育と業務内容の一貫性と連続性を図る。

1) 養育機能の充実

① 男子棟と女子棟において、大人との信頼関係を育む養育環境を確立させる。

② 幼児棟を日中保育と子育てサロン事業に活用する。

③ 日中保育は、保育計画に基づき保育を展開する。

保育内容は主に運動遊び、わらべ歌遊び、音楽遊び、絵画、制作などを取り入れる。

また、就学前の年長児は、ワーク等を活用し、文字や数字、鉛筆の正しい持ち方

などの就学までの習得を目指す。

2) 自立支援機能の充実

子どもに生活支援、学習支援、職業支援及び家庭環境の調整を行いつつ、養育の実践と研修・研究を並列的に進めていくことで、以下の項目により支援機能の充実に努める。

① 自立支援計画書の策定

子どもの気持ちと保護者の想い、及び関係機関の意見を反映した支援計画書を策定し、支援を行い、定期的に見直す。

② 個別ケアの充実

個別の自立支援計画を実現化するための専門的な支援が行えるよう、被虐待児個別対応職員、心理療法担当職員及び家庭支援専門相談員、看護師が担当職員とともに、個々の発達に応じた支援を行う。

③ 地域・関係機関との連携

施設の養育能力を高めるために、地域社会と関係機関の理解と協力は欠くことのできない重要な力である。こども家庭センター、医療機関、学校等との連携を一層推進するとともに、地域の子ども会やスポーツ団体等への積極的な参加により、子どもたちへの個々の発達と自立に向けた支援の連携を増進する。

④ 学習の支援

- ・ 基礎学力が未定着である学力不振の子どもたちについて、低学齢時の学習習慣の定着と基礎学力の向上に向けた取組みを強化する。
- ・ 施設内において学年に応じた学習支援時間を設け宿題、提出課題を行うと共に、個々の学力に応じた課題学習を行う。
- ・ 中学生は学習塾を活用し、公立高校進学を目標に学力の向上を図る。

また、基礎学力向上のため、塾や学習ボランティアとの連携を図り、体系的な学習支援体制を構築する。

- ・ 施設内に学習支援チームを作り、総合的、または、個別的な学習支援を計画的に実施する。

⑤ 家族支援の促進

- ・ 兵庫県こども家庭センターが作成した家庭支援のガイドラインを活用し、入所前から退所後まで一貫された支援が行えるよう、家庭支援マニュアルの見直しと研修を実施する。
- ・ 事前面接や入所時に必要な情報を各関係機関と共有できるよう書類の整備を行い、各関係機関と協働した子どもと家族の関係調整、家族からの相談に応じる体制作りに努める。
- ・ 子どもと家族との関係作りのために、手紙などの定期的な通信、面会や外泊、学校行事等への参加などを積極的に促す。

- ・ 親子関係の再構築、家族再統合のためにガイドラインのシートを活用し面会時の面接内容を充実させ、目的を持った計画的な支援を実施する。
- ・ 家庭復帰については、ケース会議にて各関係機関と協議を行い、退所時期や退所後の生活を検討し、退所後の支援体制の構築に努める。
- ・ 退所後も定期的に連絡をとり、施設退所者が集まれるような機会を設けながら情報把握に努めるなど、退所後の支援も積極的に行っている。

⑥ 小規模グループケアの充実

2階フロアにおいて少人数の家庭的な雰囲気を大切にしながら、特に細やかな支援を要する児童や、自立に向けて様々な経験が必要な児童への生活支援を行う。

⑦ 基幹的職員の配置

基幹的職員を配置し養育と自立の取り組みのアセスメントを定期的に行い、適切なマネジメントを実施し、自立支援計画の目標達成に向けた機能強化の充実に努める。

5 人材育成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知徹底

在職職員及び新規採用職員に対し、計画的・継続的に基本理念の周知徹底を図ることで、事業運営が法人理念に基づき、事業が展開、実現することの必要性を認識させる。

2) 施設内研修

職員間で学ぶ姿勢を育んでいける研修会を実施する。

また、研修に臨む意義を伝え、職員がスキルアップし、現場で活かされる研修内容としていく。

各委員会や専門職と連携を図りながら年間を通じた研修計画を立て、共通の課題に応じた勉強会を実施し、支援の統一とチーム力の向上を図る。

- ① 施設内虐待防止に関する研修
- ② 児童への聞き取り、暴力対応マニュアルに関する研修
- ③ 食中毒、感染症等予防に関する研修
- ④ 食事におけるマナー研修
- ⑤ 児童の食事摂取基準等栄養学に関する研修
- ⑥ 児童への性教育に関する研修

3) 施設外研修

経験年数や個別の課題に応じた施設外の研修にも積極的に参加し、専門知識、技術の向上を図る。また、定期的に研修報告会を行い、知識の共有や支援の向上に努める。

4) 人事考課制度の効果的運用

法人基本理念を柱に、職員一人ひとりの課題に即した目標設定をすることで業務の自己評価及び評価者との面接により、自己分析、目的意識の明確化を図り意欲的に目標達成できるための手段・方法を支援する。

5) 委員会活動

従事職員一人ひとりが事業参画し、事業運営の分担を行い、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことによって、業務の改善及び支援内容へ反映させ、施設の活性化を図るため委員会活動を設ける。

6 食育の推進

児童の育ってきた環境を理解し、より家庭的な食卓の雰囲気づくりに取り組み、発達能力に応じた食習慣を身につけ、豊かな心を育み、安定した食生活を体験する場を設ける。また、食中毒防止に留意し保健衛生の強化推進を図る。

1) 家庭的な食育の推進

- ① 適切な時間で食事を提供することにより、適切な生活リズムを作る。
- ② 定期的な嗜好調査・日々の食事アンケートや残食調査を実施することで児童の嗜好を把握し、より児童好みに適した食事を提供する。
- ③ 毎週日曜日に各ユニットで調理を行うことで、食生活のサイクル、食材の知識や調理技術の向上など趣味や達成感を得る機会を設ける。
- ④ 正しい食習慣、行儀を身に付けるため職員・児童対象にしたマナーの学習を行う。
- ⑤ 食生活に関する自立を目的とし、予算管理・献立作り・調理等を児童自身が出来るように支援する。

2) 季節感を出した児童参加型の行事

郷土料理、季節の料理、伝統行事の料理などに触れる機会を持ち、生活支援の一環として現場職員が主体となり、日本や地域の食文化を壁面や口頭で伝える。

行 事			
4月	花見	10月	稲刈り、秋祭り ハロウイン
5月	端午の節句	11月	収穫祭
6月	田植え	12月	冬至、クリスマス 餅つき
7月	七夕	1月	おせち料理、七草 備蓄食（震災の日）
8月	野外活動、お盆行事	2月	節分

9月	月見、彼岸（おはぎ）	3月	卒園、卒園お祝いの会 ひな祭り、備蓄食（震災の日）
----	------------	----	------------------------------

3) 野菜づくり

畑を利用し、自然と関わりながら野菜を作る過程を通して、自然に感謝しともに作ること、食べることを体験し、食が大切であると感じることのできる心を育てる。

	植えつけ	収穫
さつま芋	5月	10～11月
きゅうり	5～6月	8～10月
玉葱	9月	5～6月
だいこん	9月	11月
じゃが芋	2～3月	6～7月

4) 安心安全な食事の提供

児童の健康状態に配慮し、安心安全な食事を提供するため、マニュアルを整備する。

- ① 食中毒予防を含む感染症予防マニュアルの改訂
- ② 衛生管理を目的とした業務手順表の見直し
- ③ 児童の健康状態に適した食事の提供を目的としたマニュアルの見直し（食物アレルギー一覧、児童の健康状態把握に関する職員間連携等）

7 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

児童・保護者からの相談・苦情に対して施設内に苦情受付窓口担当者を配置し、苦情解決責任者・苦情解決部会・第三者委員を通じて原因の究明と改善対策の検討を迅速に行うとともに、苦情解決部会が中心となって再発防止に努め、支援の改善と全職員への周知徹底を図る。

8 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

児童の生命の安全を守るために万全を期すとともに安全確保のための防火・防災対策の構築を図る。また、職員一人ひとりの防火意識の高揚と火災・災害（地震・津波）を想定した消防・避難救出訓練の強化を図り、危機管理と避難救援体制を確立する。

特に、初期消火、避難誘導の初期対応能力の強化を図り、災害時に適切な対応が行えるようにする。

施設の防犯、児童の生活の安全を守るためハザードマップを活用する。

また、不審者対応及び防犯設備に関する訓練を行う。

実施月	年間訓練（研修）計画
-----	------------

4月	・ 防火・防災マニュアル研修	・ 消火器取扱い訓練
5月	・ 火災設備取扱い訓練 想定)	・ 消火・避難訓練（日勤帯
6月	不審者対応 ・ 防犯設備取扱い訓練 ・ 避難誘導訓練	・ 警察への非常通報訓練
7月	・ 消火・避難訓練（宿直帯想定）	
8月	防火訓練 ・ 消防署見学（消火、避難訓練、AED 体験など）	
9月	・ 消火・避難訓練（宿直帯想定）	
10月	・ 消火・避難訓練（日勤帯想定）	
11月	・ 火災設備取扱い訓練	・ 消火・避難訓練
12月	・ 消火・避難訓練（宿直帯想定）	
1月	地震対応 ・ 非常招集訓練	・ 避難誘導訓練
2月	・ 消火・避難訓練（日勤帯想定）	
3月	防災訓練、消火訓練 ・ 地震・津波を想定した避難誘導訓練を消防署と連携して行う	

9 地域子育て支援の展開

1) 子育てサロン

居住する地域を拠点に、地域住民が子育てを楽しみ仲間作りの場を提供する。また、児童養護施設の専門性を活かし、家庭機能の充実に向けた支援と啓発を行う。

《年間計画》

実施月	内 容（予 定）
5月	こいのぼり製作、手作りおもちゃ教室
6月	泥んこあそび、水遊び、子育て講演会、お散歩
7月	七夕まつり、プール遊び
9月	手作りおもちゃ教室、お散歩
10月	体操教室、お散歩、海浜公園であそぼう
11月	人形劇、陶芸教室、手作りおもちゃ教室
12月	クリスマス会
1月	子育て講演会、お正月あそび

2月	手作りおもちゃ教室
3月	人形劇、パン教室、たこ焼きパーティ（お別れ会）
その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ニーズの把握 ・ ショートステイのPR ・ 里親啓発 <p>※ 随時、発達相談、子育て相談、ベビーマッサージを実施</p>	

2) 里親開拓

赤穂市における里親登録者数の増加を目指し、関係機関と連携して啓発活動を行う。

- ① 啓発パンフレットの配布
- ② 養育里親研修の受け入れ
- ③ 関係機関主催の里親研修会へ参加
- ④ 赤穂市と連携しての里親出前講座の開催
- ⑤ さくらこども学園における里親サロンの年2回開催

3) ショートステイ事業

赤穂市、相生市、たつの市及び幼稚園、保育園、学校と連携を図り、地域ニーズを把握するとともに、必要に応じて緊急時における児童の一時預かりを行う。

10 家庭的養護推進計画の基盤作り

児童養護施設運営指針において、「家庭的養護と個別化」は社会的養護の原理の第1番目に掲げられている。それに伴い兵庫県においても、家庭的養護推進計画が進められており、専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、親子関係の再構築支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化など、児童養護施設にはより高い専門性と多機能化が求められている。

今後、児童養護施設の小規模化、多機能化を図っていくにあたり、職員体制の強化、地域との共生、啓発など家庭的養護推進計画に取組むための基盤作りを行う。

- 1) さくらこども学園における家庭的擁護推進計画の検討・作成
- 2) 地域、関係機関への周知、検討

11 保健・衛生・健康管理

日々の生活の中で、健康に関する異常の早期発見と治療が行えるよう、全職員が病気や感染症に対する知識と、状態観察が出来るよう研修を行い、児童及び全職員が健康の保持に努める。

また、夜間の緊急対応として、保健担当職員、または、管理職が電話連絡により状態を把握した上で、緊急性の判断や、受診の対応を図る。

子育てサロンにおいては、健康相談や幼児の罹りやすい疾患についての知識をパンフレットで伝え、病院受診の症状などについての談話をを行う。

1) 入所児童の衛生・健康管理

- ① 日常における健康状態の把握。(定期身体測定・健康診断、未就園児の検温、排便管理等)
- ② 医療的支援を必要とする児童に対して、発育、発達状を把握し、医療と連携して適切な支援を行う。
- ③ 感染症を予防するため児童に手洗い、うがい等を徹底するとともに、感染症マニュアルを活用し、予防接種等の対策と発生後の事後対応の徹底に努める。
また、同様にシラミについてもマニュアルをもとに予防と対策に努める
- ④ 医療受診に関する連絡系統図を活用し、急性・慢性疾患等に対する適切な対応を行うとともに、受診後の服薬管理等も徹底する。

2) 生活環境の整備

- ① 衣類、入浴、排泄、清掃等、清潔で整頓された生活環境を維持する。
- ② 生活設備の充実等、快適で過ごしやすい生活空間を構築する。
- ③ 歯磨き、爪切り、理美容等、児童の身だしなみを整える
- ④ 安全で明るい屋外環境の整備。
- ⑤ 遊具の安全確認、危険行為の防止等、事故、ケガ予防に努める

3) 入所児童への性教育の実施

- ① 年齢、性別、能力等に応じた性教育（個別学習）の実施。
- ② 性教育マニュアルの活用。
- ③ 中高生を対象としたテーマ別性教育（グループ学習）の実施。

4) 職員研修の実施

- ① 感染症予防・対応
- ② 性教育
- ③ 安全管理等

12 心理的支援の充実

子どもの被虐待体験や発達障害、発達の偏りなどから生じる課題に対し、心理的視点を持ったアセスメントを行い、心理療法や各関係機関との連携を通じた支援を行う。

1) 心理療法の実施

虐待によって心に傷を抱えた子どもや、発達に偏りのある子どもに対して、心理療法を行う。その中で表現される子どもの内面に寄り添いながら、主体性の回復、適切な対人関係の取り方を獲得するための支援を行う。

① 対象児童の確認

子どもの養育環境の情報や生活場面での観察を通して、心理療法の対象となる児童

について検討・確認する。

② 計画の立案と実施

対象児童について見立てを行い、方法（プレイセラピー・カウンセリング）、頻度（週1回・隔週1回）、時間、目的、内容について計画・実施する。

③ 評価

外部の専門家により定期的なスーパーバイズを受け、心理療法の内容・効果を評価し、実施計画の見直しを行う。また、必要に応じてこども家庭センターや医療機関とも共有する。

2) 関係機関との連携

子どもへの適切な支援の実施のため、施設、こども家庭センター、学校、医療機関での連携を行う。

① 子どもの課題整理

生活場面や学校などで見られる子どもの課題や問題行動を心理的視点でアセスメントを行う。

② アセスメント内容を関係機関と共有

学校・こども家庭センターとアセスメント内容を共有し、必要に応じて関係機関へつなぐ。

③ 専門的ケアの実施と評価

こども家庭センター、医療機関からの助言をもとに適切な支援を実施し評価を行う。

実施内容と評価を関係機関で共有し、より良い支援へつなげていく。

13 福祉サービス第三者評価結果の検証・改善

平成27年度に2度目の福祉サービス第三者評価を受審し、PDCAサイクルに基づいた支援体制の構築、記録の整理等、一層のレベルアップを目指した新たな課題等が確認された。

本年度は、受審結果を基にサービス評価委員会を中心として、課題に対する改善への取組みを行う。また、サービス自己評価を実施し、課題に対する改善策の実施状況を検証することで、より充実した福祉サービスの提供を目指す。

14 行事予定

児童が楽しく行事やスポーツ活動、交流活動に主体的に参加し、達成感を味わい、協調性を身に着けるなどの経験を重ね、職員との信頼関係を構築することにより、児童の心身の発達を図るため、以下の施設行事・児童養護施設連絡協議会行事・地域交流行事を行う。

また、小規模単位での行事を計画的に実施し、ユニットの活性化を図る。

実施月	施設行事	児童養護施設連絡協議会行事	地域交流行事
4月	入学お祝い会 花見		
5月	GW 行事	こいのぼりの集い	
6月	田植え	卓球大会 サッカーフト大会	
7月	七夕まつり		
8月	桜谷福祉会盆踊り 野外活動		新田たくみさん 新田西部盆踊り
9月	稻刈り 桜谷福祉会敬老会		
10月			日吉神社秋祭り
11月	関西福祉大学学園祭 オレンジリボンキャンペーン	みんなの文化祭	
12月	桜谷福祉会クリスマス会 園内クリスマス会		
1月	初詣（年始行事）		新田西部とんど焼き
2月	節分（豆まき）	ドッジボール大会	
3月	ひなまつり 卒業・卒園お祝い会	キッズマラソン大会	

平成28年度

事業計画書

くるみ保育園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人ひとりが生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第3期経営3か年計画（1年目）の推進
- ② 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実
- ③ 子どもの発達理解に基づいた保育内容の充実と個の育ちの尊重
- ④ 地域の子育て支援の拠点となる
- ⑤ 人材養成の積極的展開

1 第3期経営3か年計画（1年目）の推進

1) 地域貢献の積極的展開

- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（1年目）を積極的に推進する。

2 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。

このことを踏まえ、乳児期の子どもの発達に応じた、また、地域の特性や時代背景に応じた保育を実践していく。

1) 子どもへの対応

- ① 一人ひとりの子どもの状況を把握し、子どもが安心感と意欲を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- ② 一人ひとりの子どもの発達過程、生活リズム、保育時間や心身の状態などに応じた適切な援助及び環境構成を行い、一人ひとりの子どもの個別的な計画を作成する。
- ③ 一人ひとりの子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を通してたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人ひとりの子どもが主体的に活動することは、自発性や探索意欲などを高めることの重要性を鑑み、成長の過程を見守るとともに、園内外の活動の環境を整える。
- ⑤ 以上の関わりを行う時には、保育士等は「見守る（=子どもを信頼する）」及び「待つ（=忍耐を持つ）」姿勢を大事にする。

2) 保護者への対応

- ① 個別の状況を踏まえ、子どもと保護者のその時々の関係に配慮して、子どもと保護者が安心感の築ける関係を保てるよう、適切に支援する。
- ② 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人ひとりの自己決定を尊重することを通して相互の信頼関係を築いていく。
- ③ 保護者に対しても個別の支援を行い、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する。

3) 安全で安心できる施設面における保育環境を整え、保育する

保育園は、児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、一人ひとりの子どもの健康の

保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育園の子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

- ① 健康・保健対策について、子どもたちの定期健診及び健康調査を行う。
- ② 衛生管理対策について、安全で安心できる園生活を過ごすために衛生的な環境を整える。
- ③ 安全管理対策について、安全で安心できる園生活を過ごすために安全な環境を整える。
- ④ 危機管理対策について、子どもたちの健康管理・衛生管理・安全管理に対して、不測の事態に備え、AED の設置、防災行政無線個別受信機の設置及び毎月の消火・避難訓練を実施する。

月	訓練内容	実施方法
4	集 合	保育士の合図に従って、集まったり、行動したりする。 「お、は、し、も」の約束事を伝える。
5	火 災	室内保育中（午前）に、『厨房』からの出火を想定し、放送による『合図』をしっかりと聞いて、「お、は、し、も」を守り避難する。
6	火 災	室内保育中（午後）に、『厨房』からの出火を想定し、放送による『合図』をしっかりと聞いて、「お、は、し、も」を守り避難する。
7	防災教室	尼崎北消防署員の指導を受ける。『火災』（厨房からの出火想定）
8	火 災	室内保育中に、『隣家』からの出火を想定し、保育士の誘導で「お、は、し、も」を守り避難する。 よい子ネットを使用し、保護者に訓練メールを送る。
9	不審者対応	室内保育中に、玄関から不審者が侵入、事務所から各部屋へ連絡し、保育者は侵入路を防ぎ、園児を避難させる。 子どもたちに「い、か、の、お、す、し」の約束事を伝える。
10	火 災 (少人数対応訓練)	室内保育中に、『隣家』（土曜日）からの出火を想定し、保育士の誘導で「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難滑り台を使用して避難する。 本訓練は少人数対応による消火・避難訓練として当月2回実施する。
11	地 震 津 波	保育中の地震を想定し、放送による「合図」をしっかりと聞いて、室内の安全な場所に避難する。 また、二次災害で津波警報が発令された想定で、3階まで避難

		する。
12	火 災	「隣家」からの出火を想定し、放送による「合図」で「お、は、し、も」を守り避難する。
1	地 震	食事中の地震を想定し、放送による「合図」で「お、は、し、も」を守り避難する。 避難場所は、『玄関外』とする。 171伝言ダイヤルに避難場所を登録し、保護者を交えた訓練を行う。
2	火 災	室内遊び中に「予告なし」で、保育士の指示に従い、「お、は、し、も」を守り避難する。
3	火 災	屋外遊び中に「予告なし」で、保育士の指示に従い「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難滑り台を使用し、避難する。
毎月	消防訓練	職員、または、尼崎北消防署や地元消防団と合同で行う。

3 子どもの発達理解に基づいた保育内容の充実と個の育ちの尊重

1) 子ども一人ひとりの育ちを大切にし、一人ひとりの発達段階に応じた適切な保育を行う

- ① 0か月～35か月までの子どもの発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握した保育課程を作成する。
- ② 子どもが保育園で過ごす期間の発達を、一人ひとりの育ちに応じて保障する保育を行う。
- ③ 保育の実践は、0歳児から3歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今楽しんでいることをともに喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。
- ④ 保育の計画は、一般的な発達を元に日々の子どもの様子を見守り育ちの確認をした上で、必要な活動・支援を計画する。
- ⑤ 子どもの発達段階に沿った保育の計画は、年間指導計画から月案・週案へつなげていき、それぞれの保育の計画の目的を明確にする。
- ⑥ 各クラス運営が保育の計画に基づいていること、また、充実した活動が行われていることを保育課程検討委員会が中心となり検証する。

2) 異年齢児保育を通して、子どもの社会性を育む

- ① 年齢別保育と並行して異年齢保育を行う。
現代の子どもたちは、少子高齢社会で大人の中で育っており、子どもたちだけの

関わりの場面を意図的に用意する必要があることからも、異年齢児保育の取り組みを行う。

② 実践にあたっては、異年齢児の活動のねらいを明確にし、検証を積み重ねていく。

③ 生活・遊び（養護・教育）の場面における異年齢児の関わりから、他者の存在を知り自分を知る。

また、他者を思う気持ちのやさしさを自己肯定感の獲得につなげていく支援を行う。

④ 自己肯定感を獲得することで、保育園という家庭的な集団から他の集団に所属した時も自信を持って前向きに取り組む力を持つ子どもへの育ちにつなげていく。

3) からの子どもの育ちに必要な活動を積極的に行う

① 豊かな情緒を育むために、季節を感じられる活動や自然にふれる活動を多く取り入れる。

また、その活動を通して、日本特有の伝統や生活の仕方を知り、多文化への興味につなげていく。

② 外部の専任講師による教育的な活動も取り入れ、表現力の習得を学ぶ姿勢を身につける。

③ 地域の一員であるという自覚を育てるために、地域に出かけ、子どもとともに生活する地域のことを学び、地域への関心を育てていく。

④ 社会性を身につけるために、園外へ出かけていく。

なお、季節に応じた活動で体力をつけ、また、社会の基本的な決まりを覚え、たくさんの人と出会う機会を持つ。

⑤ 体力と運動基礎能力を身につけていく。

乳児期から、多種多様な運動や動作を経験させていくことの重要性から、発達に応じた運動遊びを計画的に行う。

4) 食育について

子どもが健康な生活の基本としての「食を営む力」を育成する基礎を培うことを目標として、生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長できるように年齢発達に応じて、食育に取り組む。

① 毎日の食事を通して、食に大切さを知り、食事のマナーを身につける。

② 栽培活動を通して、食べ物を大事にすること、食べることへの感謝の心を育てる。

③ 食教育を通して、栄養と健康について学ぶ。

5) 障がい児保育

① 障がいの有無に関わりなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、共に生き、お互いに学びあうという考えのもとに行う。

- ② 専門機関と連携をはかり、よりよい発達の支援を行う。

4 地域の子育て支援の拠点となる

1) 適正な施設運営をもとに、自らが地域の社会資源となる

- ① 「ネウボラ・くるみ」の活動の充実

- 保育園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
- 保育士・管理栄養士・看護師（法人保育園所属）等専門職が、保護者の育児での悩みを聞き、共に考える場とする。
- 育児に関する定期的な保健活動を行う。（成長測定、カンファレンス）

- ② 「育児に関する情報の発信」を行う

- 子育て委員会が中心となり、定期的な情報発信と育児に関する催しを開催する。
- “子ども・子育て支援新制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代に向けた活動を行う。

2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う

- ① 各関係機関との連携を深める。

- ② 子どもに関係する機関だけでなく、地域の一員として育つために必要なあらゆる社会資源との関わりを構築していく。

5 人材養成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人の基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。

2) 職場環境づくりに努める

職員は自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

- ① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守

- ② 施設長の責務の遂行

- ③ キャリアパスに沿った職員研修の実施

- 職員一人ひとりが課題を持って主体的に学ぶ。また、個別研修計画を作成する。

- 施設内研修においては、次の2つのテーマで学ぶ。

A :「保育における教育的な関わりについて学ぶ」

⇒ “子ども・子育て支援新制度”的内容を熟知し、園全体として、また、職員一人ひとりが行う保育及び教育について学ぶ。

外部講師を招き、キャリアに沿った研修を受ける。

B : 「保育技術の向上を図る」

⇒ 法人内他施設の実地研修及びキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し、必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人ひとりに事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。

また、委員会活動をより直接的に保育に反映させていくために、「環境研究委員会」、「保健研究委員会」、「絵本研究委員会」、「子育てサポート委員会」を編成する。

- ② 当法人が運営する 6 園の保育の現状把握・課題の検証をともに行う必要があることから、園長会の開催と保育園運営委員会・サービス評価委員会・保育課程検討委員会は、6 園の合同会議として定期的に開催する。

5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

平成28年度

事業計画書

石屋川くるみ保育園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人ひとりが生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第3期経営3か年計画（1年目）の推進
- ② 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実
- ③ 子どもの発達理解に基づいた保育内容の充実と個の育ちの尊重
- ④ 地域の子育て支援の拠点となる
- ⑤ 人材養成の積極的展開

1 第3期経営3か年計画（1年目）の推進

1) 地域貢献の積極的展開

2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす

3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（1年目）を積極的に推進する。

2 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実

幼保連携型認定こども園では、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。

よって、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。

このことを踏まえ、就学前までの子どもの発達に応じた、また、地域の特性や時代背景に応じた保育を実践していく。

1) 子どもへの対応

- ① 一人ひとりの子どもの状況を把握し、子どもが安心感と意欲を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- ② 一人ひとりの子どもの発達過程、生活リズム、保育時間や心身の状態などに応じた適切な援助及び環境構成を行い、一人ひとりの子どもの個別的な計画を作成する。
- ③ 一人ひとりの子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を通してたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人ひとりの子どもが主体的に活動することは、自発性や探索意欲などを高めるこの重要性を鑑み、成長の過程を見守るとともに、園内外の活動の環境を整える。
- ⑤ 以上の関わりを行う時には、保育教諭等は「見守る（=子どもを信頼する）」及び「待つ（=忍耐を持つ）」姿勢を大事にする。

2) 保護者への対応

- ① 個別の状況を踏まえ、子どもと保護者のその時々の関係に配慮して、子どもと保護者が安心感の築ける関係を保てるよう、適切に支援する。
- ② 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人ひとりの自己決定を尊重することを通して相互の信頼関係を築いていく。
- ③ 保護者に対しても個別の支援を行い、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する。

3) 安全で安心できる施設面における保育環境を整え、保育する

幼保連携型認定こども園は、児童福祉法及び幼保認定型認定こども園教育要領に基づき、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、幼保認定型認定こども園の子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

- ① 健康・保健対策について、子どもたちの定期健診及び健康調査を行う。
- ② 衛生管理対策について、安全で安心できる園生活を過ごすために衛生的な環境を整える。
- ③ 安全管理対策について、安全で安心できる園生活を過ごすために安全な環境を整える。
- ④ 危機管理対策について、子どもたちの健康管理・衛生管理・安全管理に対して、不測の事態に備え AED の設置、地震速報専用受信機（なまずくん）の設置及び毎月の消火・避難訓練を実施する。

月	訓練内容	実施方法
4	集 合	保育士の合図に従って、集まったり行動したりする。 「お、は、し、も」の約束事を伝える。
5	火 災	室内保育中（午前）に、『厨房』からの出火を想定し、放送による「合図」をしっかりと聞いて、「お、は、し、も」を守り慌てずに避難する。
6	火 災 水難訓練	近くの川がゲリラ豪雨のため氾濫したため、保育園の2階に避難する。
7	防災教室	東灘消防署員の指導を受ける。火災発生の通報の指導を受ける
8	不審者対応	室内保育中に、玄関から不審者が侵入、事務所から各部屋へ合言葉の「水漏れ発生」を伝える。 園長、又は、主任が、「さす股」で侵入路を防ぎ、園児を不審者から見えないように避難させる。 子ども達に「い、か、の、お、す、し」の約束ごとを伝える。
9	火災	室内保育中に、『調乳室』からの出火。 保育士の誘導で「お、は、し、も」を守り園庭に避難する。 2階園児は避難滑り台を使用する。
10	地 震	室内保育中に地震を想定し、放送による指示をしっかりと聞いて、慌てずに防災頭巾をかぶり避難する。避難場所は1階ホール⇒『東明公園』
11	火 災 (2次避難)	厨房から出火を想定し、放送による指示に従い避難する。 避難場所は、『浜田公園』1階ホールから東明公園→浜田公園（神戸さくら保育園）。

1 2	火 災 (少人数対応訓練)	土曜日で保育士が少人数出勤時に、隣家からの出火を想定し行う。 本訓練は少人数対応による消火・避難訓練として当月 2 回実施する。
1	地 震 (津波発生)	地震による津波を想定し、放送による指示で「お、は、し、も」を守り慌てず防災頭巾をかぶり避難する。 避難場所は、『大和公園』 1 F ホール→東明公園→大和公園に全児で避難する
2	火 災	室内遊び中に「予告無し」の訓練で、保育士の指示に従い、「お、は、し、も」を守り慌てずに避難する。
3	火 災	屋外遊び中に「予告無し」の訓練で、保育士の指示に従い、「お、は、し、も」を守り避難する。 2 階園児は、避難滑り台を使用し避難する。
毎月	消防訓練	火災以外の訓練でも行う

* 神戸市主催のシェイクアウト訓練に参加する。

* 171伝言ダイヤルを実施する。

3 子どもの発達理解に基づいた教育・保育内容の充実と個の育ちの尊重

1) 子ども一人ひとりの育ちを大切にし、一人ひとりの発達段階に応じた適切な保育を行う

- ① 0 か月～83 か月までの子どもの発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握した保育課程を作成する。
- ② 子どもが幼保連携型認定こども園で過ごす期間の発達を、一人ひとりの育ちに応じて保障する保育を行う。
- ③ 教育・保育の実践は、0 歳児から 6 歳児までの子どもの発達の順序性や連續性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今楽しんでいることを共に喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。
- ④ 教育・保育の計画は、一般的な発達をもとに日々の子どもの様子を見守り育ちの確認をした上で、必要な活動・支援を計画する。
- ⑤ 子どもの発達段階に沿った保育の計画は、年間指導計画から月案・週案へつなげていき、それぞれの教育・保育の計画の目的を明確にする。
- ⑤ 各クラス運営が教育・保育の計画に基づいていること、また、充実した活動が行われていることを保育課程検討委員会が中心となり検証する。

2) 異年齢児保育を通して、子どもの社会性を育む

- ① 年齢別保育と並行して異年齢保育を行う。
現代の子どもたちは、少子高齢社会で大人の中で育っており、子どもたちだけの関わりの場面を意図的に用意する必要があることからも、異年齢児保育の取り組み

を行う。

- ② 実践にあたっては、異年齢児の活動のねらいを明確にし、検証を積み重ねていく。
- ③ 生活・遊び（養護・教育）の場面における異年齢児の関わりから、他者の存在を知り自分を知る。

よって、他者を思う気持ちのやさしさを自己肯定感の獲得につなげていく支援を行う。
- ④ 自己肯定感を獲得することで、保育園という家庭的な集団から小学校、または、他の集団に所属した時も自信を持って前向きに取り組む力を持つ子どもへの育ちにつなげていく。

3) 幼保連携型認定こども園として、就学前教育に積極的に取り組む

- ① 豊かな情緒を育むために、季節を感じられる活動や自然にふれる活動を多く取り入れる。

また、その活動を通して、日本特有の伝統や生活の仕方を知り、多文化への興味につなげていく。

- ② 教育的な学びを深めて就学につなげていくために、保育者は日々の子どもとの関わりは、時には教師となり教育的な活動を行い、また、外部からの専任講師による教育的な活動を行うことで、表現力の習得と学ぶ姿を身につける。

また、地域の一員であるという自覚を育てるために、地域に出かけ、子どもとともに生活する地域のことを学び、地域への関心を育てていく。

- ③ 社会性を身につけるために、園外へ出かけていく。

季節に応じた活動で体力をつけ、また、社会の基本的な決まりを覚え、たくさんの人に出会う機会を持つ。

- ④ 体力と運動基礎能力を身につけていく。

2～6歳の「プレ・ゴールデンエイジの前期」に、多種多様な運動や動作を経験させていくことの重要性から、乳児期・2歳以降、各年齢毎に運動遊びを計画的に行う。

また、「週1回のからだづくりの時間」を確保する。

4) 食育について

子どもが健康な生活の基本としての「食を営む力」を育成する基礎を培うことを目標として、生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長できるように年齢発達に応じて、食育に取り組む。

- ① 毎日の食事を通して、食事の大切さを知り、食事のマナーを身につける。
- ② 栽培活動を通して、食べ物を大事にすること、食べることへの感謝の心を育てる。
- ③ 食教育を通して、栄養と健康について学ぶ。

5) 障がい児保育

- ① 障がいの有無にかかわりなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、共に生き、お互いに学びあうという考え方のもとに行なう。
- ② 専門機関と連携を取り、よりよい発達の支援を行う。

4 地域の子育て支援の拠点となる

1) 適正な施設運営をもとに、自らが地域の社会資源となる

- ① 「ネウボラ・石屋川くるみ」の活動の充実
 - ・ 保育園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
 - ・ 保育教諭・管理栄養士・看護師などの専門職が、保護者の育児での悩みを聞き、共に考える場とする。
 - ・ 育児に関する定期的な保健活動を行う。(成長測定、カンファレンス)
- ② 「育児に関する情報の発信」を行う
 - ・ 子育て委員会が中心になり。定期的な情報発信と育児に関する催しを開催する。
 - ・ “子ども・子育て支援新制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代に向けた活動を行う。

2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う

- ① 各関係機関との連携を深める。
- ② 子どもに関係する機関だけでなく、地域の一員として育つために必要なあらゆる社会資源との関わりを構築していく。

5 人材養成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人の基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。

2) 職場環境づくりに努める。

職員は自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく職員の資質向上の推進

- ① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守
 - ② 施設長の責務の遂行
 - ③ キャリアパスに沿った職員研修の実施
 - ・ 職員一人ひとりが課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
 - ・ 施設内研修においては、次の2つのテーマで学ぶ。
- A :「保育における教育的な関わりについて学ぶ」
⇒ “子ども・子育て支援新制度”的内容を熟知し、園全体としてまた、職員一

人ひとりが行う保育及び教育について学ぶ。

外部講師を招き、キャリアに沿った研修を受ける。

B :「保育技術の向上を図る」

⇒ 法人内他施設の実地研修およびキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人ひとりに事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。

また、委員会活動をより直接的に教育・保育に反映させていくために、「環境研究委員会」、「保健研究委員会」、「絵本研究委員会」、「子育てサポート委員会」を編成する。

- ② 当法人が運営する6園の教育・保育の現状把握・課題の検証を共に行う必要があることから、園長会の開催と保育園運営委員会・サービス評価委員会・保育課程検討委員会は、6園の合同会議として定期的に開催する。

5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

平成28年度

事業計画書

神戸さくら保育園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人ひとりが生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第3期経営3か年計画（1年目）の推進
- ② 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実
- ③ 子どもの発達理解に基づいた保育内容の充実と個の育ちの尊重
- ④ 地域の子育て支援の拠点となる
- ⑤ 人材養成の積極的展開

1 第3期経営3か年計画（1年目）の推進

1) 地域貢献の積極的展開

2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす

3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（1年目）を積極的に推進する。

2 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実

幼保連携型認定こども園では、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。

よって、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。

このことを踏まえ、就学前までの子どもの発達に応じた、また、地域の特性や時代背景に応じた保育を実践していく。

1) 子どもへの対応

- ① 一人ひとりの子どもの状況を把握し、子どもが安心感と意欲を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- ② 一人ひとりの子どもの発達過程、生活リズム、保育時間や心身の状態などに応じた適切な援助及び環境構成を行い、一人ひとりの子どもの個別的な計画を作成する。
- ③ 一人ひとりの子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を通してたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人ひとりの子どもが主体的に活動することは、自発性や探索意欲などを高めるこの重要性を鑑み、成長の過程を見守るとともに、園内外の活動の環境を整える。
- ⑤ 以上の関わりを行う時には、保育教諭等は「見守る（=子どもを信頼する）」及び「待つ（=忍耐を持つ）」姿勢を大事にする。

2) 保護者への対応

- ① 個別の状況を踏まえ、子どもと保護者のその時々の関係に配慮して、子どもと保護者が安心感の築ける関係を保てるよう、適切に支援する。
- ② 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人ひとりの自己決定を尊重することを通して相互の信頼関係を築いていく。
- ③ 保護者に対しても個別の支援を行い、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する。

3) 安全で安心できる施設面における保育環境を整え、保育する

幼保連携型認定こども園は、児童福祉法及び幼保認定型認定こども園教育要領に基づき、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、幼保認定型認定こども園の子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

- ① 健康・保健対策について、子どもたちの定期健診及び健康調査を行う。
- ② 衛生管理対策について、安全で安心できる園生活を過ごすために衛生的な環境を整える。
- ③ 安全管理対策について、安全で安心できる園生活を過ごすために安全な環境を整える。
- ④ 危機管理対策について、子どもたちの健康管理・衛生管理・安全管理に対して、不測の事態に備え AED の設置、地震速報専用受信機（なまずくん）の設置及び毎月の消火・避難訓練を実施する。

月	訓練内容	実施方法
4	集 合	保育士の合図に従って、集まったり、行動したりする。 「お、は、し、も」の約束事を伝える。
5	火 災	室内保育中（午前）に、『厨房』からの出火を想定し、放送による『合図』をしっかり聞いて、「お、は、し、も」を守り避難する。
6	火 災	室内保育中（午後）に、『厨房』からの出火を想定し、放送による『合図』をしっかり聞いて「お、は、し、も」を守り避難する。
7	防災教室	灘区消防署員の指導を受ける。『火災』、『通報』、『消火』
8	火 災	室内保育中に、『調乳室』からの出火を想定し、保育士の誘導で「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難滑り台を使用し、避難する。
9	不審者対応	室内保育中に、玄関から不審者が侵入、事務所から各部屋へ連絡し、保育者は侵入路を防ぎ、園児を避難させる。 子どもたちに「い、か、の、お、す、し」の約束事を伝える。
10	火 災 (少人数対応訓練)	室内保育中に、『調乳室』（土曜日）からの出火を想定し、保育士の誘導で「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難滑り台を使用し、避難する。 本訓練は小人数対応による消火・避難訓練として当月2回実施する。
11	地 震	保育中の地震を想定し、放送による「合図」で「お、は、し、も」を守り避難する。

		避難場所は、『玄関外』とする。(1階ホールから玄関に)
12	地震	食事中の地震を想定し、放送による「合図」で「お、は、し、も」を守り避難する。 避難場所は、『1階園庭』とする。(1階ホールから園庭に)
1	地域連携	地域の人と共に灘消防署との合同訓練。 全市での取り組みのシェイクアウト訓練
2	火災	室内遊び中に「予告なし」で、保育士の指示に従い、「お、は、し、も」を守り避難する。
3	火災	屋外遊び中に「予告なし」で、保育士の指示に従い「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難滑り台を使用し、避難する。
毎月	消火訓練	職員、または、灘区消防署や地元消防団と合同で行う。

3 子どもの発達理解に基づいた教育・保育内容の充実と個の育ちの尊重

1) 子ども一人ひとりの育ちを大切にし、一人ひとりの発達段階に応じた適切な保育を行う

- ① 0か月～83か月までの子どもの発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握した保育課程を作成する。
- ② 子どもが幼保連携型認定こども園で過ごす期間の発達を、一人ひとりの育ちに応じて保障する保育を行う。
- ③ 教育・保育の実践は、0歳児から6歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今楽しんでいることを共に喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。
- ④ 教育・保育の計画は、一般的な発達をもとに日々の子どもの様子を見守り育ちの確認をした上で、必要な活動・支援を計画する。
- ⑤ 子どもの発達段階に沿った保育の計画は、年間指導計画から月案・週案へつなげていき、それぞれの教育・保育の計画の目的を明確にする。
- ⑥ 各クラス運営が教育・保育の計画に基づいていること、また、充実した活動が行われていることを保育課程検討委員会が中心となり検証する。

2) 異年齢児保育を通して、子どもの社会性を育む

- ① 年齢別保育と並行して異年齢保育を行う。
現代の子どもたちは、少子高齢社会で大人の中で育っており、子どもたちだけの関わりの場面を意図的に用意する必要があることからも、異年齢児保育の取り組みを行う。

- ② 実践にあたっては、異年齢児の活動のねらいを明確にし、検証を積み重ねていく。
- ③ 生活・遊び（養護・教育）の場面における異年齢児の関わりから、他者の存在を知り自分を知る。
よって、他者を思う気持ちのやさしさを自己肯定感の獲得につなげていく支援を行う。
- ④ 自己肯定感を獲得することで、保育園という家庭的な集団から小学校、または、他の集団に所属した時も自信を持って前向きに取り組む力を持つ子どもへの育ちにつなげていく。

3) 幼保連携型認定こども園として、就学前教育に積極的に取り組む

- ① 豊かな情緒を育むために、季節を感じられる活動や自然にふれる活動を多く取り入れる。

また、その活動を通して、日本特有の伝統や生活の仕方を知り、多文化への興味につなげていく。

- ② 教育的な学びを深めて就学につなげていくために、保育者は日々の子どもとの関わりは、時には教師となり教育的な活動を行い、また、外部からの専任講師による教育的な活動を行うことで、表現力の習得と学ぶ姿を身につける。

また、地域の一員であるという自覚を育てるために、地域に出かけ、子どもとともに生活する地域のことを学び、地域への関心を育てていく。

- ③ 社会性を身につけるために、園外へ出かけていく。季節に応じた活動で体力をつけ、また、社会の基本的な決まりを覚え、たくさんの人には出会う機会を持つ。

- ④ 体力と運動基礎能力を身につけていく。

2～6歳の「プレ・ゴールデンエイジの前期」に、多種多様な運動や動作を経験させていくことの重要性から、乳児期・2歳以降、各年齢ごとに運動遊びを計画的に行う。

また、「週1回のからだづくりの時間」を確保する。

4) 食育について

子どもが健康な生活の基本としての「食を営む力」を育成する基礎を培うことを目標として、生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長できるように年齢発達に応じて、食育に取り組む。

- ① 毎日の食事を通して、食事の大切さを知り、食事のマナーを身につける。
- ② 栽培活動を通して、食べ物を大事にすること、食べることへの感謝の心を育てる。

- ③ 食教育を通して、栄養と健康について学ぶ。

5) 障がい児保育

- ① 障がいの有無にかかわりなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重さ

れ、共に生き、お互いに学びあうという考えのもとに行なう。

- ② 専門機関と連携を取り、よりよい発達の支援を行う。

4 地域の子育て支援の拠点となる

1) 適正な施設運営をもとに、自らが地域の社会資源となる

- ① 「ネウボラ・神戸さくら」の活動の充実
 - ・ 園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
 - ・ 保育教諭・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児での悩みを聞き、共に考える場とする。
 - ・ 育児に関する定期的な保健活動を行う。(成長測定、カンファレンスなど)
- ② 「育児に関する情報の発信」を行う。
 - ・ 子育て委員会が中心となり、定期的な情報発信と育児に関する催しを開催する。
 - ・ “子ども・子育て支援新制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代に向けた活動を行う。

2) 地域の一員となる子どもの育ちに尽力する

- ① 各関係機関との連携を深める。
- ② 子どもに關係する機関だけでなく、地域の一員として育つために必要なあらゆる社会資源との関わりを構築していく。

5 人材養成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人の基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。

2) 職場環境づくりに努める。

職員は自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく職員の資質向上の推進

- ① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守
- ② 施設長の責務の遂行
- ③ キャリアパスに沿った職員研修の実施
 - ・ 職員一人ひとりが課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
 - ・ 施設内研修においては、次の2つのテーマで学ぶ。

A :「保育における教育的な関わりについて学ぶ」

⇒ “子ども・子育て支援新制度”的内容を熟知し、園全体としてまた、職員一人ひとりが行う保育及び教育について学ぶ。

外部講師を招き、キャリアに沿った研修を受ける。

B : 「保育技術の向上を図る」

⇒ 法人内他施設の実地研修およびキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人ひとりに事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。

また、委員会活動をより直接的に教育・保育に反映させていくために、「環境研究委員会」、「保健研究委員会」、「絵本研究委員会」、「子育てサポート委員会」を編成する。

- ② 当法人が運営する6園の教育・保育の現状把握・課題の検証を行なう必要があることから、園長会の開催と保育園運営委員会・サービス評価委員会・保育課程検討委員会は、6園の合同会議として定期的に開催する。

5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通じて自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

平成28年度

事業計画書

西宮セリジエ保育園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人ひとりが生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第3期経営3か年計画（1年目）の推進
- ② 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実
- ③ 子どもの発達理解に基づいた保育内容の充実と個の育ちの尊重
- ④ 地域の子育て支援の拠点となる
- ⑤ 人材養成の積極的展開
- ⑥ 「幼保連携型認定こども園」への移行（平成29年度）準備

1 第3期経営3か年計画（1年目）の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（1年目）を積極的に推進する。

2 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。

このことを踏まえ、就学前までの子どもの発達に応じた、また、地域の特性や時代背景に応じた保育を実践していく。

1) 子どもへの対応

- ① 一人ひとりの子どもの状況を把握し、子どもが安心感と意欲を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- ② 一人ひとりの子どもの発達過程、生活リズム、保育時間や心身の状態などに応じた適切な援助及び環境構成を行い、一人ひとりの子どもの個別的な計画を作成する。
- ③ 一人ひとりの子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を通してたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人ひとりの子どもが主体的に活動することは、自発性や探索意欲などを高めることの重要性を鑑み、成長の過程を見守るとともに、園内外の活動の環境を整える。
- ⑤ 以上の関わりを行う時には、保育士等は「見守る（=子どもを信頼する）」及び「待つ（=忍耐を持つ）」姿勢を大事にする。

2) 保護者への対応

- ① 個別の状況を踏まえ、子どもと保護者のその時々の関係に配慮して、子どもと保護者が安心感の築ける関係を保てるよう、適切に支援する。
- ② 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人ひとりの自己決定を尊重することを通して相互の信頼関係を築いていく。
- ③ 保護者に対しても個別の支援を行い、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する。

3) 安全で安心できる施設面における保育環境を整え、保育する

保育園は、児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育園の子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

- ① 健康・保健対策について、子どもたちの定期健診及び健康調査を行う。
- ② 衛生管理対策について、安全で安心できる園生活を過ごすために衛生的な環境を整える。
- ③ 安全管理対策について、安全で安心できる園生活を過ごすために安全な環境を整える。
- ④ 危機管理対策について、子どもたちの健康管理・衛生管理・安全管理に対して、不測の事態に備え、AED の設置、緊急告知ラジオの設置及び毎月の消火・避難訓練を実施する。

月	訓練内容	実施方法
4	集 合	保育士の合図に従って、集まったり、行動したりする。 「お、は、し、も」の約束事を伝える。
5	火 災	室内保育中（午前）に、『厨房』からの出火を想定し、放送による『合図』をしっかりと聞いて、「お、は、し、も」を守り避難する。
6	火 災	室内保育中（午後）に、『厨房』からの出火を想定し、放送による『合図』をしっかりと聞いて「お、は、し、も」を守り避難する。
7	防災教室	西宮市消防署員の指導を受ける。『火災』
8	火 災	室内保育中に、『調乳室』からの出火を想定し、保育士の誘導で「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難外階段を使用し、避難する。
9	不審者対応	室内保育中に、玄関から不審者が侵入、事務所から各部屋へ連絡し、保育者は侵入路を防ぎ、園児を避難させる。 子どもたちに「い、か、の、お、す、し」の約束事を伝える。
10	火 災 (少人数対応訓練)	室内保育中に、『調乳室』（土曜日）からの出火を想定し、保育士の誘導で「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難外階段を使用して避難する。 本訓練は少人数対応による消火・避難訓練として当月2回実施する。
11	地 震	保育中の地震を想定し、放送による「合図」で「お、は、し、も」を守り避難する。 避難場所は、『玄関外』とする。（1階ホールから玄間に）

1 2	地 震	食事中の地震を想定し、放送による「合図」で「お、は、し、も」を守り避難する。 避難場所は、『1階園庭』とする。(1階ホールから園庭に)
1	地域連携	地域連合の合同訓練。『火災』
2	火 災	室内遊び中に「予告なし」で、保育士の指示に従い、「お、は、し、も」を守り避難する。
3	火 災	屋外遊び中に「予告なし」で、保育士の指示に従い「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難外階段を使用し、避難する。
毎月	消防訓練	職員、または、西宮市消防署や地元消防団と合同で行う。

3 子どもの発達理解に基づいた保育内容の充実と個の育ちの尊重

1) 子ども一人ひとりの育ちを大切にし、一人ひとりの発達段階に応じた適切な保育を行う

- ① 0か月～83か月までの子どもの発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握した保育課程を作成する。
- ② 子どもが保育園で過ごす期間の発達を、一人ひとりの育ちに応じて保障する保育を行う。
- ③ 保育の実践は、0歳児から6歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今楽しんでいることをともに喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。
- ④ 保育の計画は、一般的な発達をもとに日々の子どもの様子を見守り、育ちの確認をした上で、必要な活動・支援を計画する。
- ⑤ 子どもの発達段階に沿った保育の計画は、年間指導計画から月案・週案へつなげていき、それぞれの保育の計画の目的を明確にする。
- ⑥ 各クラス運営が保育の計画に基づいていること、また、充実した活動が行われていることを保育課程検討委員会が中心となり検証する。

2) 異年齢児保育を通して、子どもの社会性を育む

- ① 年齢別保育と並行して異年齢保育を行う。現代の子どもたちは、少子高齢社会で大人の中で育っており、子どもたちだけの関わりの場面を意図的に用意する必要があることからも、異年齢児保育の取り組みを行う。
- ② 実践にあたっては、異年齢児の活動のねらいを明確にし、検証を積み重ねていく。
- ③ 生活・遊び（養護・教育）の場面における異年齢児の関わりから、他者の存在を知り自分を知る。

また、他者を思う気持ちのやさしさを自己肯定感の獲得につなげていく支援を行う。

- ④ 自己肯定感を獲得することで、保育園という家庭的な集団から小学校、または、他の集団に所属した時も自信を持って前向きに取り組む力を持つ子どもへの育ちにつなげていく。

3) これからの子どもの育ちに必要な活動を積極的に行う

- ① 豊かな情緒を育むために、季節を感じられる活動や自然にふれる活動を多く取り入れる。

また、その活動を通して、日本特有の伝統や生活の仕方を知り、多文化への興味につなげていく。

- ② 教育的な学びを深めて就学につなげていくために、保育者の日々の子ども絵の関わりを時には、教師となり教育的な活動を行い、また、外部からの専任講師による教育的な活動を行うことで、表現力の習得と学ぶ姿を身につける。

- ③ 地域の一員であるという自覚を育てるために、地域に出かけ、子どもとともに生活する地域のことを学び、地域への関心を育てていく。

- ④ 社会性を身につけるために、園外へ出かけていく。季節に応じた活動で体力をつけ、また、社会の基本的な決まりを覚え、たくさんの人と出会う機会を持つ。

- ⑤ 体力と運動基礎能力を身につけていく。

2～6歳の「プレ・ゴールデンエイジの前期」に、多種多様な運動や動作を経験させていくことの重要性から、乳児期・2歳以降、各年齢ごとに運動遊びを計画的に行う。

また、「週1回のからだづくりの時間」を確保する。

4) 食育について

子どもが健康な生活の基本としての「食を営む力」を育成する基礎を培うことを目標として、生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長できるように年齢発達に応じて、食育に取り組む。

- ① 毎日の食事を通して、食に大切さを知り、食事のマナーを身につける。

- ② 栽培活動を通して、食べ物を大事にすること、食べることへの感謝の心を育てる。

- ③ 食教育を通して、栄養と健康について学ぶ。

5) 障がい児保育

- ① 障がいの有無に関わりなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、共に生き、お互いに学びあうという考え方のもとに行う。

- ② 専門機関と連携をはかり、よりよい発達の支援を行う。

4 地域の子育て支援の拠点となる

1) 適正な保育園運営をもとに、自らが地域の社会資源となる

① 「ネウボラ・セリジエ」の活動の充実

- ・ 保育園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
- ・ 保育士・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児での悩みを聞き、共に考える場とする。
- ・ 育児に関する定期的な保健活動を行う。(成長測定、カンファレンス)

② 「育児に関する情報の発信」を行う

- ・ 子育て委員会が中心となり、定期的な情報発信と育児に関する催しを開催する。

・ “子ども・子育て支援新制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代に向けた活動を行う。

③ 休日（日曜・祝祭日）保育の実施

- ・ 就労形態が多様化する中で、休日に働く保護者の割合も多くなっており、仕事・育児・子育てをほどよくバランスをとりながら生活するには、時間的ゆとりと支援者が必要となるので、子どもや保護者を温かく、大きく包み込む環境づくりとして休日にも保育園機能を活かしていく。

2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う

① 各関係機関との連携を深める。

- ② 子どもに関係する機関だけでなく、地域の一員として育つために必要なあらゆる社会資源との関わりを構築していく。

5 人材養成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人の基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。

2) 職場環境づくりに努める

職員は、自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守

② 施設長の責務の遂行

③ キャリアパスに沿った職員研修の実施

- ・ 職員一人ひとりが課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
- ・ 施設内研修においては、次の2つのテーマで学ぶ。

A :「保育における教育的な関わりについて学ぶ」

⇒ “子ども・子育て支援新制度”的内容を熟知し、園全体としてまた、職員一人ひとりが行う保育及び教育について学ぶ。

外部講師を招き、キャリアに沿った研修を受ける。

B :「保育技術の向上を図る」

⇒ 法人内他施設の実地研修およびキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人ひとりに事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。

また、委員会活動をより直接的に保育に反映させていくために、「環境研究委員会」、「保健研究委員会」、「絵本研究委員会」、「子育てサポート委員会」を編成する。

- ② 当法人が運営する6園の保育の現状把握・課題の検証をともに行う必要があることから、園長会の開催と保育園運営委員会・サービス評価委員会・保育課程検討委員会は、6園の合同会議として定期的に開催する。

5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

6 「幼保連携型認定こども園」への移行（平成29年度）準備

- ① 西宮市と協議しながら進めていく。
- ② 移行による保育内容の変化や予想される課題の分析とその対応の整理を行う。

平成28年度

事業計画書

西北セリジエ保育園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人ひとりが生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第3期経営3か年計画（1年目）の事業の推進
- ② 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実
- ③ 子どもの発達理解に基づいた保育内容の充実と個の育ちの尊重
- ④ 地域の子育て支援の拠点となる
- ⑤ キャリアパスに沿った職員育成の実践
- ⑥ 「幼保連携型認定こども園」への移行（平成29年度）準備
- ⑦ 福祉サービス第三者評価の受審

1 第3期経営3か年計画（1年目）の事業の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（1年目）を積極的に推進する。

2 子ども主体の保育及び教育的観点を持った保育の充実

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。

このことを踏まえ、就学前までの子どもの発達に応じた、また、地域の特性や時代背景に応じた保育を実践していく。

1) 子どもへの対応

- ① 一人ひとりの子どもの状況を把握し、子どもが安心感と意欲を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- ② 一人ひとりの子どもの発達過程、生活リズム、保育時間や心身の状態などに応じた適切な援助及び環境構成を行い、一人ひとりの子どもの個別的な計画を作成する。
- ③ 一人ひとりの子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を通してたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人ひとりの子どもが主体的に活動することは、自発性や探索意欲などを高めることの重要性を鑑み、成長の過程を見守るとともに、園内外の活動の環境を整える。
- ⑤ 以上の関わりを行う時には、保育士等は「見守る（=子どもを信頼する）」及び「待つ（=忍耐を持つ）」姿勢を大事にする。

2) 保護者への対応

- ① 個別の状況を踏まえ、子どもと保護者のその時々の関係に配慮して、子どもと保護者が安心感の築ける関係を保てるよう、適切に支援する。
- ② 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人ひとりの自己決定を尊重することを通して、相互の信頼関係を築いていく。
- ③ 保護者に対しても個別の支援を行い、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する。

3) 安全で安心できる施設面における保育環境を整え、保育する

保育園は、児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育園の子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

- ① 健康・保健対策について、子どもたちの定期健診及び健康調査を行う。
- ② 衛生管理対策について、安全で安心できる園生活を過ごすために衛生的な環境を整える。
- ③ 安全管理対策について、安全で安心できる園生活を過ごすために安全な環境を整える。
- ④ 危機管理対策について、子どもたちの健康管理・衛生管理・安全管理に対して、不測の事態に備え、AED の設置、緊急告知ラジオの設置及び毎月の消火・避難訓練を実施する。

月	訓練内容	実施方法
4	集 合	保育士の合図に従って、集まったり、行動したりする。 「お、は、し、も」の約束事を伝える。
5	火 災	室内保育中（午前）に、『厨房』からの出火を想定し、放送による『合図』をしっかりと聞いて、「お、は、し、も」を守り避難する。
6	火 災	室内保育中（午後）に、『厨房』からの出火を想定し、放送による『合図』をしっかりと聞いて、「お、は、し、も」を守り避難する。
7	防災教室	西宮市消防署員の指導を受ける。『火災』
8	火 災	室内保育中に、『調乳室』からの出火を想定し、保育士の誘導で「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難階段を使用し、避難する。
9	不審者対応	室内保育中に、玄関から不審者が侵入、事務所から各部屋へ連絡し、保育者は侵入路を防ぎ、園児を避難させる。 子どもたちに「い、か、の、お、す、し」の約束事を伝える。
10	火 災 (少人数対応訓練)	室内保育中に、『調乳室』(土曜日)からの出火を想定し、保育士の誘導で「お、は、し、も」を守り避難する。 2回目には、2階園児は避難外階段を使用して避難する。 本訓練は少人数対応による消火・避難訓練として当月2回実施する。
11	地 震	保育中の地震を想定し、放送による「合図」で「お、は、し、も」を守り避難する。

		避難場所は、『玄関外』とする。(1階ホールから玄関に)
12	地震	食事中の地震を想定し、放送による「合図」で「お、は、し、も」を守り避難する。 避難場所は、『1階園庭』とする。(1階ホールから園庭に)
1	地域連携	室内遊び中に「予告なし」で、保育士の指示に従い「おはしも」を守り避難する。
2	火災	地域連合の合同訓練。『火災』
3	火災	屋外遊び中に「予告なし」で、保育士の指示に従い「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難外階段を使用し、避難する。
毎月	消防訓練	職員、または、西宮市消防署や地元消防団と合同で行う。

3 子どもの発達理解に基づいた保育内容の充実と個の育ちの尊重

1) 子ども一人ひとりの育ちを大切にし、一人ひとりの発達段階に応じた適切な保育を行う

- ① 0か月～83か月までの子どもの発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握した保育課程を作成する。
- ② 子どもが保育園で過ごす期間の発達を、一人ひとりの育ちに応じて保障する保育を行う。
- ③ 保育の実践は、0歳児から6歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今楽しんでいることをともに喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。
- ④ 保育の計画は、一般的な発達を元に日々の子どもの様子を見守り、育ちの確認をした上で、必要な活動・支援を計画する。
- ⑤ 子どもの発達段階に沿った保育の計画は、年間指導計画から月案・週案へつなげていき、それぞれの保育の計画の目的を明確にする。
- ⑥ 各クラス運営が保育の計画に基づいていること、また、充実した活動が行われていることを保育課程検討委員会が中心となり検証する。

2) 異年齢児保育を通して、子どもの社会性を育む

- ① 年齢別保育と並行して異年齢保育を行う。
現代の子どもたちは、少子高齢社会で大人の中で育っており、子どもたちだけの関わりの場面を意図的に用意する必要があることからも、異年齢児保育の取り組みを行う。
- ② 実践にあたっては、異年齢児の活動のねらいを明確にし、検証を積み重ねていく。
- ③ 生活・遊び（養護・教育）の場面における異年齢児の関わりから、他者の存在を

知り自分を知る。

また、他者を思う気持ちのやさしさを自己肯定感の獲得につなげていく支援を行う。

④ 自己肯定感を獲得することで、保育園という家庭的な集団から小学校、または、他の集団に所属した時も自信を持って前向きに取り組む力を持つ子どもへの育ちにつなげていく。

3) これから子どもの育ちに必要な活動を積極的に行う

① 豊かな情緒を育むために、季節を感じられる活動や自然にふれる活動を多く取り入れる。

また、その活動を通して、日本特有の伝統や生活の仕方を知り、多文化への興味につなげていく。

② 教育的な学びを深めて就学につなげていくために、保育者の日々の子どもとの関わりを時には、教師となり教育的な活動を行い、また、外部からの専任講師による教育的な活動を行うことで、表現力の習得と学ぶ姿を身につける。

③ 地域の一員であるという自覚を育てるために、地域に出かけ、子どもとともに生活する地域のこと学び、地域への関心を育てていく。

④ 社会性を身につけるために、園外へ出かけていく。

季節に応じた活動で体力をつけ、また、社会の基本的な決まりを覚え、たくさんの人には会う機会を持つ。

⑤ 体力と運動基礎能力を身につけていく。

2～6歳の「プレ・ゴールデンエイジの前期」に、多種多様な運動や動作を経験させていくことの重要性から、乳児期・2歳以降、各年齢ごとに運動遊びを計画的に行う。

また、「週1回のからだづくりの時間」を確保する。

4) 食育について

子どもが健康な生活の基本としての「食を営む力」を育成する基礎を培うことを目標として、生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長できるように年齢発達に応じて、食育に取り組む。

① 毎日の食事を通して、食に大切さを知り、食事のマナーを身につける。

② 栽培活動を通して、食べ物を大事にすること、食べることへの感謝の心を育てる。

③ 食教育を通して、栄養と健康について学ぶ。

5) 障がい児保育

① 障がいの有無に関わりなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、共に生き、お互いに学びあうという考え方のもとに行う。

② 専門機関と連携をはかり、よりよい発達の支援を行う。

4 地域の子育て支援の拠点となる

- 1) 適正な保育園運営をもとに、自らが地域の社会資源となる
 - ① 「ネウボラ・西北セリジエ」の活動の充実
 - ・ 保育園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
 - ・ 保育士・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児での悩みを聞き、共に考える場とする。
 - ・ 育児に関する定期的な保健活動を行う。(成長測定、カンファレンス)
 - ② 「育児に関する情報の発信」を行う
 - ・ 子育て委員会が中心となり、定期的な情報発信と育児に関する催しを開催する。
 - ・ “子ども・子育て支援新制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代に向けた活動を行う。
- 2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う
 - ① 各関係機関との連携を深める。
 - ② 子どもに関係する機関だけでなく、地域の一員として育つために必要なあらゆる社会資源との関わりを構築していく。

5 人材養成の積極的展開

- 1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人の基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。
- 2) 職場環境づくりに努める

職員は自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。
- 3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進
 - ① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守
 - ② 施設長の責務の遂行
 - ③ キャリアパスに沿った職員研修の実施
 - ・ 職員一人ひとりが課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
 - ・ 施設内研修においては、次の2つのテーマで学ぶ。

A :「保育における教育的な関わりについて学ぶ」
⇒ “子ども・子育て支援新制度”的内容を熟知し、園全体として、また、職員一人ひとりが行う保育及び教育について学ぶ。
外部講師を招き、キャリアに沿った研修を受ける。

B :「保育技術の向上を図る」
⇒ 法人内他施設の実地研修およびキャリアパスに基づいた職員研修参加を通

して、職員が自身の課題を把握し必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人ひとりに事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。

また、委員会活動をより直接的に保育に反映させていくために、「環境研究委員会」、「保健研究委員会」、「絵本研究委員会」、「子育てサポート委員会」を編成する。

- ② 当法人が運営する6園の保育の現状把握・課題の検証をともに行う必要があることから、園長会の開催と保育園運営委員会・サービス評価委員会・保育課程検討委員会は、6園の合同会議として定期的に開催する。

5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

6 「幼保連携型認定こども園」への移行（平成29年度）準備

- ① 西宮市と協議しながら進めていく。
- ② 移行による保育内容の変化や予想される課題の分析とその対応の整理を行う。

7 福祉サービス第三者評価の受審

- ① 保育の質の向上の取り組みの一環として、福祉サービス第三者評価を受審する。
- ② サービス評価委員会が中心となり、全職員で計画的に取り組んでいく。

平成28年度

事業計画書

尼崎さくら保育園

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人ひとりが生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の拠点及び地域に開かれた社会資源としての機能を果たす

《重点項目》

- ① 第3期経営3か年計画（1年目）の事業の推進
- ② 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実
- ③ 子どもの発達理解に基づいた保育内容の充実と個の育ちの尊重
- ④ 地域の子育て支援の拠点となる
- ⑤ 人材養成の積極的展開
- ⑥ 福祉サービス第三者評価の受審

1 第3期経営3か年計画（1年目）の事業の推進

- 1) 地域貢献の積極的展開
- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（1年目）を積極的に推進する。

2 子ども主体の保育及び教育的視点を持った保育の充実

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい生活の場でなければならない。

このことを踏まえ、就学前までの子どもの発達に応じた、また、地域の特性や時代背景に応じた保育を実践していく。

1) 子どもへの対応

- ① 一人ひとりの子どもの状況を把握し、子どもが安心感と意欲を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- ② 一人ひとりの子どもの発達過程、生活リズム、保育時間や心身の状態などに応じた適切な援助及び環境構成を行い、一人ひとりの子どもの個別的な計画を作成する。
- ③ 一人ひとりの子どもが、周囲から主体として受け止められて日々の活動に参加し、それらの様々な経験を通してたくましく育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人ひとりの子どもが主体的に活動することは、自発性や探索意欲などを高めるこの重要性を鑑み、成長の過程を見守るとともに、園内外の活動の環境を整える。
- ⑤ 以上の関わりを行う時には、保育士等は「見守る（=子どもを信頼する）」及び「待つ（=忍耐を持つ）」姿勢を大事にする。

2) 保護者への対応

- ① 個別の状況を踏まえ、子どもと保護者のその時々の関係に配慮して、子どもと保護者が安心感の築ける関係を保てるよう、適切に支援する。
- ② 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人ひとりの自己決定を尊重することを通して、相互の信頼関係を築いていく。
- ③ 保護者に対しても個別の支援を行い、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する。

3) 安全で安心できる施設面における保育環境を整え、保育する

保育園は、児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育園の子ども全体の健康及び安全の確保に

努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

- ① 健康・保健対策について、子どもたちの定期健診及び健康調査を行う。
- ② 衛生管理対策について、安全で安心できる園生活を過ごすために衛生的な環境を整える。
- ③ 安全管理対策について、安全で安心できる園生活を過ごすために安全な環境を整える。
- ④ 危機管理対策について、子どもたちの健康管理・衛生管理・安全管理に対して、不測の事態に備え、AED の設置及び毎月の消火・避難訓練を実施する。

月	訓練内容	実施方法
4	集 合	保育士の合図に従って、集まったり、行動したりする。 「お、は、し、も」の約束事を伝える。
5	火 災	室内保育中（午前）に、『厨房』からの出火を想定し、放送による『合図』をしっかりと聞いて、「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難滑り台を使用し、避難する。
6	火 災	室内保育中に、『調乳室』からの出火を想定し、放送による『合図』をしっかりと聞いて、「お、は、し、も」を守り避難する。
7	防災教室	尼崎市消防署員の指導を受ける。『火災』
8	地 震	保育中の地震を想定し、放送による「合図」で「お、は、し、も」を守り避難する。 避難場所は、『1階園庭』とする。（室内階段を使い園庭に）
9	不審者対応	室内保育中に、玄関から不審者が侵入、事務所から各部屋へ連絡し、保育者は侵入路を防ぎ、園児を避難させる。 子どもたちに「い、か、の、お、す、し」の約束事を伝える。
10	火 災 (少人数対応訓 練)	室内保育中に、『調乳室』（土曜日）からの出火を想定し、保育士の誘導で「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難滑り台を使用して避難する。 本訓練は少人数対応による消火・避難訓練として当月2回実施する。
11	火 災	室内保育中（午後）に、『厨房』からの出火を想定し、保育士の誘導で「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難滑り台を使用し、避難する。

1 2	地 震	保育中の地震を想定し、放送による「合図」で「お、は、し、も」を守り避難する。 避難場所は、『1階園庭』とする。(室内階段を使い園庭に)
1	地震（津波） 地域連携	地震からの津波を想定し、2次避難で地域の避難場所まで避難する。 地域連合の合同訓練。
2	火 災	屋外遊び中に「予告なし」で、保育士の指示に従い「お、は、し、も」を守り避難する。
3	火 災	室内遊び中に「予告なし」で、保育士の指示に従い「お、は、し、も」を守り避難する。 2階園児は、避難外階段を使用し、避難する。
毎月	消防・避難訓練	職員、または、尼崎市消防署や地元消防団と合同で行う。

3 子どもの発達理解に基づいた保育内容の充実と個の育ちの尊重

1) 子ども一人ひとりの育ちを大切にし、一人ひとりの発達段階に応じた適切な保育を行う

① 0か月～83か月までの子どもの発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握した保育課程を作成する。

② 子どもが保育園で過ごす期間の発達を、一人ひとりの育ちに応じて保障する保育を行う。

③ 保育の実践は、0歳児から6歳児までの子どもの発達の順序性や連続性を踏まえ、長期的な視野を持って行っていく。子どもが今楽しんでいることをともに喜び、それを繰り返しながら子どもの発達を援助していく。

④ 保育の計画は、一般的な発達をもとに日々の子どもの様子を見守り育ちの確認をした上で、必要な活動・支援を計画する。

⑤ 子どもの発達段階に沿った保育の計画は、年間指導計画から月案・週案へつなげていき、それぞれの保育の計画の目的を明確にする。

⑥ 各クラス運営が保育の計画に基づいていていること、また、充実した活動が行われていることを保育課程検討委員会が中心となり検証する。

2) これから子どもの育ちに必要な活動を積極的に行う

① 豊かな情緒を育むために、季節を感じられる活動や自然にふれる活動を多く取り入れる。

また、その活動を通して、日本特有の伝統や生活の仕方を知り、多文化への興味につなげていく。

② 保育園生活を通して、異年齢児の関わりを持ち、自分と他者の思いを知ることで

思いやりの心を育てていく。

- ③ 教育的な学びを深めて就学につなげていくために、保育者の日々の子どもへの関わりを時には、教師となり教育的な活動を行い、また、外部からの専任講師による教育的な活動を行うことで、表現力の習得と学ぶ姿を身につける。
- ④ 地域の一員であるという自覚を育てるために、地域に出かけ、子どもとともに生活する地域のこと学び、地域への関心を育てていく。
- ⑤ 社会性を身につけるために、園外へ出かけていく。
季節に応じた活動で体力をつけ、また、社会の基本的な決まりを覚え、たくさんの人と出会う機会を持つ。
- ⑥ 体力と運動基礎能力を身につけていく。
2～6歳の「プレ・ゴールデンエイジの前期」に、多種多様な運動や動作を経験させていくことの重要性から、乳児期・2歳以降、各年齢ごとに運動遊びを計画的に行う。
また、「週1回のからだづくりの時間」を確保する。

3) 食育について

子どもが健康な生活の基本としての「食を営む力」を育成する基礎を培うことを目標として、生活と遊びの中で食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長できるように年齢発達に応じて、食育に取り組む。

- ① 毎日の食事を通して、食に大切さを知り、食事のマナーを身につける。
- ② 栽培活動を通して、食べ物を大事にすること、食べることへの感謝の心を育てる。

- ③ 食教育を通して、栄養と健康について学ぶ。

4) 障がい児保育

- ① 障がいの有無に関わりなく、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重され、ともに生き、お互いに学びあうという考え方のもとに行う。
- ② 専門機関と連携をはかり、よりよい発達の支援を行う。

4 地域の子育て支援の拠点となる

1) 適正な保育園運営をもとに、自らが地域の社会資源となる。

- ① 「ネウボラ・尼崎さくら」の活動の充実
 - ・ 保育園に通う親子のほかに、地域で生活する子育て世代の支援を行う。
 - ・ 保育士・管理栄養士・看護師等の専門職が、保護者の育児での悩みを聞き、共に考える場とする。
 - ・ 育児に関する定期的な保健活動を行う。(成長測定、カンファレンス)
- ② 「育児に関する情報の発信」を行う
 - ・ 子育て委員会が中心となり、定期的な情報発信と育児に関する催しを開催す

る。

- ・ “子ども・子育て支援新制度”の趣旨に沿った、すべての子育て世代に向けた活動を行う。2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う

- ① 各関係機関との連携を深める。
- ② 子どもに関係する機関だけでなく、地域の一員として育つために必要なあらゆる社会資源との関わりを構築していく。

5 人材養成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人の基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。

2) 職場環境づくりに努める

職員は自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

- ① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守

- ② 施設長の責務の遂行

- ③ キャリアパスに沿った職員研修の実施

- ・ 職員一人ひとりが課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
- ・ 施設内研修においては、次の2つのテーマで学ぶ。

A :「保育における教育的な関わりについて学ぶ」

⇒ “子ども・子育て支援新制度”的内容を熟知し、園全体として、また、職員一人ひとりが行う保育及び教育について学ぶ。

外部講師を招き、キャリアに沿った研修を受ける。

B :「保育技術の向上を図る」

⇒ 法人内他施設の実地研修及びキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し、必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

4) 園内委員会

- ① 従事職員一人ひとりに事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。また、委員会活動をより直接的に保育に反映させていくために、「環境研究委員会」、「保健研究委員会」、「絵本研究委員会」、「子育てサポート委員会」を編成する。

- ② 当法人が運営する6園の保育の現状把握・課題の検証をともに行う必要があることから、園長会の開催と保育園運営委員会・サービス評価委員会・保育課程検討委員会は、6園の合同会議として定期的に開催する。

5) 人事考課制度の効果的運用

- ① 業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通して自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。
- ② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。
- ③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。

6 福祉サービス第三者評価の受審

- ① 保育の質の向上の取り組みの一環として、福祉サービス第三者評価を受審する。
- ② サービス評価委員会が中心となり、全職員で計画的に取り組んでいく。

平成28年度

事業計画書

さくらーム

《基本理念》

- ① 公益的事業の積極的取り組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

《保育理念》

個性を大切にし、個人個人の発達段階に応じた適切な指導を行い、安全で快適な保育環境のもと、子どもたち一人ひとりが生き生きと健やかに育ち、保護者の方が安心して預けられる施設を目指す。

《保育目標》

- ① げんきな子ども（明るさと強さを育む）
- ② かんがえる子ども（創造性を育てる）
- ③ やさしい子ども（情緒が豊かになるかかわりを学ぶ）

《基本方針》

- ① 子どもの最善の利益を考慮した福祉を推進し、社会に貢献する
- ② 子どもを一個の主体として尊重し、子どもにとってふさわしい生活の場を整える
- ③ 子どもの心身の発達を保障する保育を実践する
- ④ 子育てを社会全体で支えるネットワークを構築する
- ⑤ 地域社会の子育て支援の積極的取り組み

《重点項目》

- ① 第3期経営3か年計画（1年目）の推進
- ② 子ども主体の保育の充実
- ③ 子どもの発達理解に基づいた保育内容の充実と個の育ちの尊重
- ④ 地域の子育て支援の積極的取り組み
- ⑤ 人材養成の積極的展開

1 第3期経営3か年計画（1年目）の推進

1) 地域貢献の積極的展開

- 2) 利用者や地域から信頼され選ばれる施設をめざす
- 3) 経営基盤の自立化に裏付けられた自立経営を目指す

以上の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第3期経営3か年計画（1年目）を積極的に推進する。

2 子ども主体の保育の充実

さくらルームは、西宮市立こども未来センターの利用者の利便性とリハビリ等に集中しやすい環境を整えることに寄与するため、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間のひと時を過ごす場である。子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行い、子どもの福祉を積極的に増進するに最もふさわしい場でなければならない。

このことを踏まえ、就学前までの子どもの発達に応じた保育を実践していく。

1) 子どもへの対応

- ① 一人ひとりの子どもの状況を把握し、子どもが安心感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- ② 一人ひとりの子どもの発達過程、生活リズムや心身の状態などに応じた適切な援助及び環境構成を行い、一人ひとりの子どもの個別的な保育を実践する。
- ③ 一人ひとりの子どもが主体的に活動することは、自発性や探索意欲などを高めることがの重要性を鑑み、成長の過程を見守るとともに、さくらルームの環境を整える。
- ④ 以上の関わりを行う時には、保育士等は「見守る（=子どもを信頼する）」及び「待つ（=忍耐を持つ）」姿勢を大事にする。

2) 保護者への対応

- ① 個別の状況を踏まえ、子どもと保護者のその時々の関係に配慮して、子どもと保護者が安心感の築ける関係を保てるよう、適切に支援する。
- ② 保護者の気持ちを受け止めたり、育児の努力を認めたり、また、保護者一人ひとりの自己決定を尊重することを通して相互の信頼関係を築いていく。
- ③ 保護者に対しても個別の支援を行い、保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する。

3) 安全で安心できる施設面における保育環境を整える

さくらルームは、児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、さくらルームの子ども全体の健康及び安全の確保に努めなければならないことを踏まえ、以下のことを実践する。

- ① 衛生管理対策について、安全で安心できる時間を過ごすために衛生的な環境を整える。
- ② 安全管理対策について、安全で安心できる時間を過ごすために安全な環境を整え

る。

- ③ 危機管理対策について、子どもたちの健康管理・衛生管理・安全管理に対して、不測の事態に備え、こども未来センターが実施する消火・避難訓練に参加する。

3 子どもの発達理解に基づいた保育内容の充実と個の育ちの尊重

- 1) 子ども一人ひとりの育ちを大切にし、一人ひとりの発達段階に応じた適切な保育を行う

生後8か月～83か月（就学前児）までの子どもの発達を見据え、それぞれの月齢及び年齢の発達課題を的確に把握し、一般的な発達をもとに日々の子どもの様子を見守り、育ちの確認をした上で、子どもが今楽しんでいることをともに喜び、一人ひとりの育ちに応じて保障する保育を行う。

- 2) 異年齢児保育を通して、子どもの社会性を育む

現代の子どもたちは、少子高齢社会で大人の中で育っており、子どもたちだけの関わりの場面を意図的に用意する必要がある。限られた時間の中ではあるが、異年齢児の関わりから、他者の存在を知り自分を知ることにより、自己肯定感の獲得につなげ、他者を思う気持ちのやさしさを育む支援を行う。

- 3) 支援・配慮を要する子どもへの対応について

支援・配慮を要する子どもは、他の子よりも遅れているのではなく、他の子と違う「個性」があると捉える。そして、その「個性」を発揮できる環境を用意し、配慮を要する子どもや障害を持つ子どもも特別な存在ではなく「ひとつの個性を持った子」として認識されるように対応する。

ただし、特に配慮が必要な子どもが利用する場合には、西宮セリジエ保育園・西北セリジエ保育園と連携し、個別の対応が出来る様に配慮する。

4 地域の子育て支援の積極的取り組み

- 1) さくらルームの適正な運営をもとに、他の子育て支援機関と連携を図る

さくらルームの利用だけでなく、様々なニーズにも対応できるよう、長時間の一時預かりを希望する利用者には西北セリジエ保育園の利用を促すことや専門職の専門性を活かした子育て相談等、西宮市の子育て支援の充実に積極的に取り組んでいく。

また、“子ども・子育て支援制度”的趣旨に沿い、定期的に育児に関する情報発信等のすべての子育て世代に向けた活動を西北セリジエ保育園の子育て委員会と協力して行う。

- 2) 「子どもを地域で育てる仕組みづくり」を行う

- ① 西北セリジエ保育園及び西宮セリジエ保育園と協力し、各関係機関との連携を深める。
- ② 西北セリジエ保育園及び西宮セリジエ保育園と協力し、子どもに関係する機関だ

けでなく、地域の一員として育つために必要なあらゆる社会資源との関わりを構築していく。

5 人材養成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知・徹底

社会福祉法人の職員として、法人の基本理念を十分に理解し、日々の業務に就く重要性から、法人基本理念の深い理解をめざし、定期的に研修を行う。

2) 職場環境づくりに努める

職員は、自ら職員同士の信頼関係の構築に努める。

3) 保育所保育指針に基づく職員の資質向上の推進

① 職員の資質向上に関する基本的事項の遵守

② 施設長の責務の遂行

③ キャリアパスに沿った職員研修の実施

- ・ 職員一人ひとりが課題を持って主体的に学ぶ。個別研修計画を作成する。
- ・ 施設内研修においては、次の2つのテーマで学ぶ。

A :「保育における教育的な関わりについて学ぶ」

⇒ “子ども・子育て支援新制度”的内容を熟知し、さくらルームとしてまた、職員一人ひとりが行う保育及び教育について学ぶ。

外部講師を招き、キャリアに沿った研修を受ける。

B :「保育技術の向上を図る」

⇒ 法人内他施設の実地研修およびキャリアパスに基づいた職員研修参加を通して、職員が自身の課題を把握し必要な保育技術を学んでいく。

- ・ 施設外研修においては、各種団体が開催する研修会に積極的、且つ、計画的に参加し、資質の向上及び専門性の向上を図るよう努める。

4) 園内委員会

① 西北セリジエ保育園の委員会活動に参画し、従事職員一人ひとりに事業運営を分担し、全職員が主体的に責任を持って業務に取り組むことを徹底する。

また、委員会活動をより直接的に保育に反映させていくために、「環境研究委員会」、「保健研究委員会」、「絵本研究委員会」、「子育てサポート委員会」を編成する。

② 当法人が運営する7事業所の保育の現状把握・課題の検証とともにを行う必要があることから、園長会の開催と保育園運営委員会・サービス評価委員会・保育課程検討委員会は、7事業所の合同会議として定期的に開催する。

5) 人事考課制度の効果的運用

① 業務に対する自己評価及び評価者との面接などを通じて自己の分析、目的意識の明確化を図り、向上心を培う一助とする。

② キャリアパスに基づいた職員育成を進めていく。

③ 指導は信頼関係に基づくものであることから、指導担当職員は率先して人間関係の構築に努める。